

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
樋原（県）-1宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	株式会社田畠不動産鑑定士事務所						
樋原（県）	-1	奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	田畠惣臣					
印											
鑑定評価額		19,600,000円	1m ² 当たりの価格			92,500円/m ²					
1 基本的事項											
(1) 価格時点	平成30年7月1日	(4) 鑑定評価日	平成30年7月7日	(6) 路線価	【平成30年1月】 路線価又は倍率	74,000円/m ² 倍					
(2) 実地調査日	平成30年7月1日	(5) 価格の種類	正常価格	価							
(3) 鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨											
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	樋原市新口町73番25			②地積(m ²)	212()	⑨法令上の規制等				
(2) 近隣地域	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1中專(60,200)				
	1:1	住宅W2	中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域	北4.5m市道	水道ガス下水	新ノロ500m	(その他) 1.5m斜線高さ(60,180)				
(3) 最有効使用の判定	①範囲	東60m、西130m、南0m、北30m	②標準的使用	戸建住宅地							
(4) 鑑定評価の手法の適用	③標準的画地の形状等	間口約14.0m、奥行約15.0m、規模		210m ² 程度、形状正方形							
	④地域的特性	特記 事項	街路	新ノロ駅南西500m	交通施設	法令規制	1中專(60,180) 1.5m斜線高さ				
(5) 地域要因の将来予測	新ノロ駅徒歩圏の戸建住宅地として熟成しており、地域要因を変化させるような特段の大きな要因は見られず、今後も現状程度で推移するものと予測されるが、地価は緩やかな下落基調で推移するものと思料される。										
(6) 市場の特性	同一需給圏は、主に樋原市を中心とする地域で、概ね近鉄大阪線及び樋原線沿線の戸建住宅地域の圏域を中心。需要者の中心は当市内の居住者が中心であるが他の地域からの流入もある。既成の市街地にあり、大規模開発等の需給に影響を与えるような大きな変動はない。新ノロ駅から徒歩圏にあり、比較的人気のある住宅地域であったが、近年は人気に陰りも認められる。土地は2000万円前後。新築戸建物件は3500万円前後が中心。						0.0				
(7) 評価額の決定の理由	戸建住宅を中心に形成される地域であり、自己使用の取引が支配的で賃貸市場が形成されていないため、収益価格は試算できなかった。一方、比準価格を求めるに当たっては、規範性の高い資料を複数採用でき、比準価格は実証性を確保した価格である。したがって、本件においては比準価格を採用し、前年価格等との検討を慎重に踏まえ、鑑定評価額を上記のように決定した。										
(8) 公示価格としめた	①□代表標準地 標準地番号	□標準地	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳	街路交通環境画地行政その他	地域要因	街路交通環境行政その他
	標準地番号		-								
	公示価格	円/m ²	[] 100	100	[] 100	[] 100					
(9) 指定基準地からの検討	①指定基準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳	街路交通環境画地行政その他	地域要因	街路交通環境行政その他	
	前年指定基準地の価格		円/m ²	[] 100	100	[] 100					
(10) 対年らの検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規	前年標準価格	93,500円/m ²	③価格形成要因の変動状況	【一般的要因】 [地域要因]	人口は微減傾向で推移している。高齢化率は上昇傾向にあるが県内では比較的緩やかである。二極化が顕著になりつつある。 最寄り駅から徒歩圏内にあり、良好な住環境を維持しているが、人気の陰りも認められ、需要の減退に繋がる要因が認められる。					
対象標準地の等が前	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 ■代表標準地 □標準地	標準地番号	樋原 - 14		【個別的要因】	北接面である。代替競争関係にある不動産との競争力、価格動向に係る個別的要因の変動等は特に認められない。					
	公示価格	93,000円/m ²									
	②変動率	年間 -1.1%	半年間 -0.5%								

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
樋原(県) -2 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	有限会社若草不動産鑑定							
樋原(県) -2		奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	梅本 剛	印					
鑑定評価額		6,530,000円		1m当たりの価格		66,000円/m ²						
1 基本的事項												
(1) 価格時点		平成30年7月1日		(4) 鑑定評価日	平成30年7月5日		(6) 路線価又は倍率					
(2) 実地調査日		平成30年7月1日		(5) 価格の種類	正常価格		倍率種別					
(3) 鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨												
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等 樋原市東坊城町22番10					②地積(m ²)	99	⑨法令上の規制等				
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1中専(60,200)					
	1:1.2	住宅W2	中小規模の一般住宅が多い住宅地域	西4m市道	水道ガス下水	坊城600m	(その他)15m斜線高度(60,160)					
(2) 近隣地域	①範囲	東100m、西60m、南160m、北50m	②標準的使用	戸建住宅地								
	③標準的画地の形状等	間口約9.0m、奥行約11.0m、	規模	100m程度、	形状	ほぼ長方形						
	特記特にない	街4m市道	北	交通坊城駅北西方600m	法令	1中専(60,160)	15m斜線高度					
	事項	路		施設	規制							
⑤地域要因の将来予測	既存の戸建住宅地であり、地域要因を変化させるような大きな要因は見られず、当面は現状程度で推移するものと予測される。											
(3) 最有効使用の判定	低層戸建住宅地					(4) 対象基準地の個別的原因	方位		+1.0			
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	66,000円/m ²									
	収益還元法	収益価格	/円/m ²									
	原価法	積算価格	/円/m ²									
	開発法	開発法による価格	/円/m ²									
(6) 市場の特性	同一需給圏は、隣接市町を含む樋原市を中心とする地域で、近鉄南大阪線及びJR桜井線沿線の住宅地域の圏域。需要者は当市内の居住者が中心であるが、他地域からの流入もある。既成の熟成した市街地であり、需給に影響を与えるような大きな変動はない。最寄駅からは徒歩圏内であるが、需要は弱含みで、地価はやや下落している。中心となる価格帯は、土地は600万円強。新築戸建物件は2000万円台前半程度。											
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	周辺地域では一部アパート等の収益物件が見られるものの、基準地の規模では共同住宅の想定は非現実的であり、収益価格は試算しない。快適性を重視する住宅地域であることから、一般的には自己使用目的の取引がほとんどであり、市場の実態を反映した比準価格を採用し、代表標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記の通り決定した。											
(8) 標準価格とした	① ■代表標準地 標準地番号 樋原 -7	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	⑦内訳	標準化補正	街路交通環境画地行政その他	地域要因	街路交通環境行政その他	
	公示価格 92,000円/m ²	[98.0] 100 [100]	[100] [137.9]	[100]	[101.0] 100	66,000					+2.0 0.0 +38.0 -2.0 0.0 0.0	
(9) 指定基準地からの検討	① 指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	⑦内訳	標準化補正	街路交通環境画地行政その他	地域要因	街路交通環境行政その他	
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[] 100 []	[]	[100]	[] 100							
(10) 対象基準地等の前年の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 ■新規			[一般的要因]		人口は減少傾向。取引件数は概ね横ばいで推移。当市の住宅地の価格は利便性等により二極化。						
	前年標準価格 66,500円/m ²			③価格形成要因の変動状況		[地域要因]	既存の住宅地域内である。特段の地域変動要因はない。需給はやや低調。					
	①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討					[個別的原因]	個別的原因に変動はない。					
	■代表標準地 標準地番号 横原 -7											
公示価格												
②変動率 年間 -0.8% 半年間 %												

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
樋原(県) -3 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	有限会社若草不動産鑑定				
樋原(県) -3		奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	梅本 剛			
印									
鑑定評価額		31,000,000 円		1m ² 当たりの価格		48,000 円/m ²			
1 基本的事項									
(1) 価格時点		平成30年7月1日	(4) 鑑定評価日	平成30年7月5日	(6) 路線価	39,000 円/m ²			
(2) 実地調査日		平成30年7月1日	(5) 価格の種類	正常価格	倍率	倍			
(3) 鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価							
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨									
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等 樋原市中曾司町720番外					②地積(m ²)	645 ()	⑨法令上の規制等	
	③形状 1:1.5	④敷地の利用の現況 住宅 W2	⑤周辺の土地の利用の状況 比較的大きな旧集落地域	⑥接面道路の状況 南2.6m市道、西側道	⑦供給処理施設状況 水道ガス下水	⑧主要な交通施設との接近の状況 真菅980m		1住居(60,200) (その他)1.5m斜線高度(60,160)	
(2) 近隣地域	①範囲 東80m、西80m、南80m、北100m	②標準的使用 戸建住宅地	③標準的画地の形狀等 間口約18.0m、奥行約25.0m、規模450m ² 程度、形状ほぼ整形	④地域的特性 特記 事項	⑤地域要因の将来予測 旧来の農家集落地域であり、地域要因を変化させるような大きな要因は見られず、当面は現状程度で推移するものと予測される。	⑥交通 施設	⑦法令 規制	1住居(60,160) 1.5m斜線高度	
(3) 最有効使用の判定	低層戸建住宅地					(4) 対象基準地の個別的原因	角地 セットバック	+2.0 -2.0	
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格		48,000 円/m ²					
	収益還元法	収益価格		/ 円/m ²					
	原価法	積算価格		/ 円/m ²					
	開発法	開発法による価格		/ 円/m ²					
(6) 市場の特性	同一需給圏は、隣接市町を含む樋原市を中心とした地域で、近鉄大阪線沿線の旧集落地域の圏域。需要者は当地域に地縁性・血縁性のある者が主であり、他地域からの流入はほぼ皆無である。当該地域内の需給に影響を与えるような大きな変動はない。最寄駅徒歩圏であるが、需給とともに低調である。地価は長期的に下落傾向で推移している。取引は少なく、画地規模にもバラつきがあり、中心となる価格帯は判別し難いが、概ね1坪あたり15万円前後と考察される。								
(7) 評価額の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	旧来の集落地域であり、アパート等の収益物件は見当たらず、自用目的の取引がほとんどであり、賃貸市場は形成されていない。したがって、収益価格は試算せず、市場の取引価格の水準を指標として価格決定することが一般的と認められるので、比準価格を採用し、規範性のある標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記の通り決定した。								
(8) 標準地価格	① 代表標準地 標準地 標準地番号 横井 -1	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	⑦内訳	街路 交通 環境 画地 行政 その他	+4.0 -5.0 +11.0 +1.0 0.0 0.0
	公示価格 53,500 円/m ²	[99.8] 100 100	[101.0] [109.7] 100	[100] 100	[100] 100	48,200			
(9) 指定基準地からの検討	① 指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	⑦内訳	街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 行政 その他
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[] 100	[] []	[] 100	[] 100				
(10) 対年の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 48,500 円/m ²	③ ③ ③	変動状況 価格形成要因の 変動状況	[一般的要因] [地域要因]	人口は減少傾向。取引件数は概ね横ばいで推移。当市の住宅地の価格は利便性等により二極化。 駅への接近性は比較的良好が、既存の集落地域内であり、需要は低調である。				
	①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号 - 公示価格 円/m ²			[個別的原因]	個別的原因に変動はない。				
	②変動率 年間 -1.0% 半年間 %								

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
樋原(県) -4 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	一般財団法人日本不動産研究所奈良支所							
樋原(県) -4		奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	内田佳宏		印				
鑑定評価額		23,200,000円		1m ² 当たりの価格		90,200円/m ²						
1 基本的事項												
(1)価格時点		平成30年7月1日		(4)鑑定評価日		平成30年7月9日		(6)路線価	[平成30年1月]路線価又は倍率	74,000円/m ² 倍		
(2)実地調査日		平成30年7月2日		(5)価格の種類		正常価格			倍率種別			
(3)鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨												
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等 樋原市白樋町4丁目1308番2 「白樋町4-6-17」							②地積(m ²)	257()	⑨法令上の規制等		
	③形状 1.2:1		④敷地の利用の現況 住宅LS2	⑤周辺の土地の利用の状況 中規模住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域	⑥接面道路の状況 北6.8m市道	⑦供給処理施設状況 水道ガス下水	⑧主要な交通施設との接近の状況 樋原神宮前1.3km	1低専(40,60)				
								(その他)				
(2)近隣地域	①範囲	東50m、西40m、南20m、北30m	②標準的使用	戸建住宅地								
	③標準的画地の形狀等	間口約18.0m、奥行約14.5m、規模260m ² 程度、形状長方形										
	④地域的特性	特記 事項	特にない。	街路	基準方位 北6.8m市道	交通	樋原神宮前駅 南西方1.3km	法令	1低専(40,60)	規制		
(5)地域要因の将来予測		中規模一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅団地として熟成しており、今後とも現状維持と予測する。駅からバス圏にあり、選好性が低下していることから需要は減少しており、地価水準は下落傾向で推移すると予測する。										
(3)最有效使用の判定		低層戸建住宅地				(4)対象基準地の個別的要因		方位			0.0	
(5)鑑定評価の手法の適用		取引事例比較法	比準価格 90,200円/m ²									
		収益還元法	収益価格 /円/m ²									
		原価法	積算価格 /円/m ²									
		開発法	開発法による価格 /円/m ²									
(6)市場の特性		同一需給圏は概ね樋原市の中規模一般住宅地域を中心とする圏域である。需要者の中心は、樋原市の居住者であるが、近隣市町からの転入も一部見られる。当該地域は、区画整然とした住宅団地であるが、バス圏にあることから、駅徒歩圏の住宅地へ需要がシフトしており空き家も増加している。土地需要は全般的に弱含みである。市場での中心となる価格帯は、土地25.0m ² 程度で2千万円代前半、新築戸建住宅は3千万円代後半である。										
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由		駅からバス圏にある、大規模住宅団地内の戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域である。ハイツ等の収益物件の供給はなく、転勤等に伴う戸建住宅の賃貸物件も少なく、賃貸市場は未成熟であるため収益価格は試算しなかった。当該地域は、自用目的の中規模住宅の取引が中心であり、市場の特性を勘案して求めた比準価格は説得性を十分に有すると判断し、比準価格を採用し、鑑定評価額を上記のとおり決定した。										
(8)公示価格としめた	①□代表標準地 標準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	街路交通環境 画地行政	地域要因	街路交通環境行政 その他	
	公示価格 円/m ²	[] 100	[] 100	[] 100	[] 100				その他			
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の比準価格 (円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	街路交通環境 画地行政	地域要因	街路交通環境行政 その他	
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[] 100	[] 100	[] 100	[] 100				その他			
(10)対象年数の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 93,200円/m ²		(3)価格形成要因の変動状況	[一般的要因]		人口の減少傾向が続き、高齢化が進行している。土地価格は底値圏にあるが、物件の選別化により需要の二極化が見られる。						
	①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 ■代表標準地 □標準地 標準地番号 樋原 -7 公示価格 92,000円/m ²			[地域要因]		環境の比較的良好な郊外の住宅団地であるが、交通・接近条件が劣ることから、選好性が低く、地価は下落傾向で推移した。						
	②変動率	年間 -3.2%		半年間 -2.0%	[個別の要因]		個別の要因に変化はない。					

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日 提出
樋原（県） -5 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	森本直也不動産鑑定士土地家屋調査士事務所					
樋原（県） -5		奈良県	奈良県第2	氏名	不動産鑑定士	森本直也		印		
鑑定評価額		13,200,000 円		1m ² 当たりの価格		79,300 円/m ²				
1 基本的事項										
(1)価格時点	平成30年7月1日		(4)鑑定評価日	平成30年7月6日		(6)路線価	[平成30年1月] 路線価又は倍率	63,000 円/m ² 倍		
(2)実地調査日	平成30年7月1日		(5)価格の種類	正常価格			倍率種別			
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価									
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨										
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等 樋原市五条野町100番106					②地積(m ²)	167 ()	⑨法令上の規制等		
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1低専(40,60)			
	1:1.5	住宅W2	中規模一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域	北6m市道	水道ガス下水	岡寺600m	(その他)			
(2)近隣地域	①範囲	東 110m、西 80m、南 60m、北 60m		②標準的使用	戸建住宅地					
	③標準的画地の形狀等	間口 約 11.0 m、奥行 約 15.0 m、	規模	165 m ² 程度、		形状	長方形			
	④地域的特性	特記 特になし	街 基準方位北、6m 市道	交通 岡寺駅 南東方 600m	施設		法令	1低専(40,60)		
	⑤地域要因の将来予測	当該地域は、主に戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域であり、今後も大きな地域要因の変化は考えられず、現状のまま推移するものと予想される。地価水準は弱含みで推移するものと予想される。								
(3)最有効使用的判定	2階建程度の戸建住宅地				(4)対象基準地の個別的原因		方位			
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	79,300 円/m ²						0.0	
	収益還元法	収益価格	/ 円/m ²							
	原価法	積算価格	/ 円/m ²							
	開発法	開発法による価格	/ 円/m ²							
(6)市場の特性	同一需給圏は、樋原市内の中小規模一般住宅地域と判定した。需要者の中心は、樋原市内の居住者であり、市外からの居住者も一部見受けられる。当該地域は、区画整然とした住宅団地であるが、需給動向は弱含みである。土地は1,000万円～1,500万円程度、新築戸建住宅で2,500万円～3,000万円程度が市場における需要の中心となっている。									
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	当該地域は、戸建住宅が区画整然と並ぶ地域であり、収益物件は皆無であるため、収益還元法の適用は断念した。よって、対象不動産の所在、実情等も考慮の上、快適性を重視する住宅地域であるので比準価格を採用し、代表標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記の通り決定した。									
(8)公示価格といたる基準地の検討	① <input checked="" type="checkbox"/> 代表標準地 <input type="checkbox"/> 標準地	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳	街路 0.0	地域要因	街路 0.0
	標準地番号 樋原 -7					79,100		交通 0.0	環境 0.0	行政 0.0
(9)指定基準地の検討	① 指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳	街路 0.0	地域要因	街路 0.0
	前年指定基準地の価格 円/m ² 92,000	[98.0] 100	100 [100]	100 [114.0]	[100] 100	79,100		交通 0.0	環境 0.0	行政 0.0
(10)対年らの標準地の検討	①-1対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 新規			③一般的要因	住環境・利便性の良い選好性の高い地域では、地価の回復の兆しも見えつつあるが、全体としては弱含みで推移している。					
	前年標準価格 79,700円/m ²			③地域要因	地域要因に特段の変化は認められないが、地価はやや下落傾向で推移している。					
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input type="checkbox"/> 標準地			③変動状況	[個別の要因] 価格に影響を及ぼす変動要因は認められない。					
	標準地番号 -									
②変動率	年間 -0.5%	半年間 %								

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
樋原(県) - 6 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	藤井不動産鑑定							
樋原(県) - 6		奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	藤井 敬裕	印					
鑑定評価額		21,400,000 円		1 m ² 当たりの価格		88,600 円/m ²						
1 基本的事項												
(1)価格時点		平成30年7月1日		(4)鑑定評価日		平成30年7月6日		(6)路線価	[平成30年1月]路線価又は倍率	69,000 円/m ²		
(2)実地調査日		平成30年6月29日		(5)価格の種類		正常価格			倍率種別	倍		
(3)鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨												
基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	樋原市山之坊町541番						②地積(m ²)	241	⑨法令上の規制等		
	③形状	④敷地の利用の現況		⑤周辺の土地の利用の状況		⑥接面道路の状況		⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1低専(40,60)		
	1:1.2	住宅W2	中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地城		東5m市道		水道ガス下水	耳成700m	(その他)風致(3種)歴風土			
近隣地域	①範囲	東80m、西70m、南150m、北70m		②標準的使用	戸建住宅地							
	③標準的画地の形状等	間口約14.0m、奥行約17.0m、		規模	240 m ² 程度、		形状	長方形				
	④地域的特性	特記	行政条件の関係もあり閑静な住環境が維持されている		街路	基準方位北、50m市道	交通	耳成駅西方700m	法令	1低専(40,60)		
	事項						施設		規制	風致(3種)歴風土		
⑤地域要因の将来予測	近隣地域は、中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地城として熟成している。地域要因に影響を及ぼす事象は観測されていないので、当面現状のまま推移するものと推定する。											
(3)最有效地の判定	2階建程度の戸建住宅地					(4)対象基準地の個別的原因	方位				+2.0	
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格		88,600 円/m ²								
	収益還元法	収益価格		/ 円/m ²								
	原価法	積算価格		/ 円/m ²								
	開発法	開発法による価格		/ 円/m ²								
(6)市場の特性	同一需給圏は主として樋原市内を走行する近鉄各線及びJR桜井線沿線の戸建住宅地城の圏域である。需要者は樋原市内の居住者が中心であるが他地域からの転入もある。最寄駅へ徒歩圏内に立地し、また行政条件との関連で閑静な住環境が形成されていることから、根強い需要を維持している。こうしたことから地価は緩やかな上昇基調で推移している。土地値は標準的な区画で2000万円~2200万円程度が取引の中心価格帯となっている。											
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	比準価格は同一需給圏内の類似地域において多数の信頼性のある取引事例を収集して試算したものであり、現下の市況を忠実に反映し信頼性が高い。一方、基準地の存する地域が自用目的の戸建住宅を中心とする地域のため規範性ある賃貸事例の収集ができなかったこと、行政上の観点から共同住宅の想定は非現実的であること等から、収益還元法の適用は見送っている。以上より、比準価格を採用し、代表標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。											
(8)公示価格とした	①■代表標準地 □標準地	標準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳	街路	0.0	地域要因	-1.0
	樋原 - 14						88,200		交通	0.0	交通	+5.0
(9)指定基準地からの検討	公示価格		[99.5]	100	100	[102.0]		環境	0.0	環境	-1.0	
	93,000 円/m ²		[100]	[100]	[107.0]	[100]		画地	0.0	行政	+4.0	
	前年指定基準地の価格		[100]	100	100	[100]		行政	0.0	その他	0.0	
(10)対象基準地の前年の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規				[一般的要因]		人口は微減傾向。高齢化率は上昇傾向にあり、県全体の水準とほぼ同程度である。地価水準は地域間で日々で二極化が顕著になった。					
	前年標準価格 88,200 円/m ²				③価格形成要因の変動状況		[地域要因] 区画整然とした閑静な住環境を維持して熟成している。最寄駅へ徒歩圏内にあり、地価は緩やかな上昇基調で推移する。					
	①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 □代表標準地 □標準地						[個別的原因] 東道路で日照・通風等居住の快適性は、やや優位であるが選好性・競争力等に特段の変動はない。					
	標準地番号		-									
公示価格		円/m ²										
②変動率	年間 +0.5 %	半年間 %										

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日 提出
樞原(県) -7 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	有限会社若草不動産鑑定									
樞原(県)	-7	奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	梅本 剛				印				
鑑定評価額		13,100,000 円		1m ² 当たりの価格		72,400 円/m ²								
1 基本的事項														
(1) 価格時点		平成30年7月1日		(4) 鑑定評価日		平成30年7月5日		(6) 路線価	[平成30年1月] 路線価又は倍率	58,000 円/m ² 倍				
(2) 実地調査日		平成30年7月1日		(5) 価格の種類		正常価格								
(3) 鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価												
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨														
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等 樞原市西池尻町17番6						②地積(m ²)	181	⑨法令上の規制等					
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況			1中専(60,200)					
(2) 近隣地域	1:1.2	住宅 W2	中規模一般住宅のほかアパートも見られる住宅地域	西4.5m市道	水道ガス下水	樞原神宮西口680m			(その他) 15m斜線高度(60,180)					
	①範囲	東 50m、西 20m、南 50m、北 120m	②標準的使用	戸建住宅地										
	③標準的画地の形状等	間口 約 12.0 m、奥行 約 15.0 m、	規模	180 m程度、	形状	ほぼ整形								
	④地域的特性	特記 特にない	街 基準方位 北、4.5m市道	交通 樞原神宮西口駅北西方680m	法令	1中専(60,180)			15m斜線高度					
(3) 最有効使用の判定	主として低層住宅が建ち並ぶ住宅地域であり、地域要因を変化させるような大きな要因は見られず、当面は現状程度で推移するものと予測される。						④対象基準地の個別的要因	方位		+1.0				
	2階建程度の戸建住宅地													
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	72,400 円/m ²											
	収益還元法	収益価格	/ 円/m ²											
	原価法	積算価格	/ 円/m ²											
	開発法	開発法による価格	/ 円/m ²											
(6) 市場の特性	同一需給圏は、隣接市町を含む樞原市を中心とする地域で、近鉄大阪線及び樞原線沿線の住宅地域の圏域。需要者は当市内の居住者が中心であるが、他地域からの流入もある。既成の市街地にあり、需給に影響を与えるような大きな変動はない。最寄駅からは徒歩圏内であるが、道路幅員・連続性等に劣り、地価は下落傾向で、需要は低調である。中心となる価格帯は、土地は1500万円前後。新築戸建物件は3000万円程度。													
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	近隣地域及び周辺地域にはアパート等の収益物件が見られるものの、基準地の規模では共同住宅の想定は非現実的であり、収益価格は試算しない。快適性を重視する住宅地域であることから、一般的には自己使用目的の取引がほとんどであり、市場の実態を反映した比準価格を採用し、代表標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記の通り決定した。													
(8) 公示価格といたる基準地番号	① ■代表標準地 標準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	⑦内訳	標準化補正	街路 0.0	地域要因	街路 +2.0			
	樞原 -7								交通 0.0	交通 0.0				
(9) 指定基準地からの検討	公示価格	[98.0]	100	100	[101.0]	72,800		環境 0.0	環境 0.0	環境 +25.0				
	92,000 円/m ²	100	[100]	[125.0]	100			画地 0.0	行政 0.0	行政 -2.0				
	① 指定基準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	⑦内訳	標準化補正	その他 0.0	その他 0.0	その他 0.0			
	-													
(10) 対象基準地からの検討	前年指定基準地の価格	[]	100	[]	[]									
	円/m ²	100	[]	[]	100									
	①-1対象基準地の検討	[一般的要因]				人口は減少傾向。取引件数は概ね横ばいで推移。当市の住宅地の価格は利便性等により二極化。								
	■継続 ■新規													
	前年標準価格	73,400 円/m ²												
	①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討	[地域要因]				道路の幅員・連続性等にやや劣り、車両の進入にやや難があり、需要は低調である。								
	■代表標準地 標準地													
	標準地番号	-												
	公示価格													
	円/m ²													
	②変動率	年間 -1.4 %	半年間 %											

鑑定評価書(平成30年地価調査)

平成30年7月11日 提出
樋原(県) -8 宅地-1

基準地番号 樋原(県) 鑑定評価額	提出先 奈良県 15,400,000円	所属分科会名 第二分科会 業者名 阪本産業㈱ 不動産鑑定士 阪本 伸太郎	印							
1 基本的事項										
(1)価格時点 平成30年7月1日	(4)鑑定評価日 平成30年7月5日	(6)路線価又は倍率 【平成30年1月】 路線価	円/m ²							
(2)実地調査日 平成30年6月22日	(5)価格の種類 正常価格		1.1倍 倍率種別							
(3)鑑定評価の条件 更地としての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨										
(1) 基準地 ①所在及び地番並びに 「住居表示」等 ③形状 1:1.5	④敷地の利用の現況 住宅 W2	⑤周辺の土地の利用の 状況 中規模一般住宅のほかに病院等も見られる住宅地域	⑥接面道路の状況 北6.4m市道	⑦供給 処理施 設状況 水道ガス	⑧主要な交通施設との 接近の状況 樋原神宮西口 800m	②地積 (m ²) 267	⑨法令上の規制等 「調区」 (60,200) (その他) 風致(4種) 歴風土 (40,200)			
(2) 近隣地域 ①範囲 東 80m、西 20m、南 50m、北 90m ③標準的画地の形状等 間口 約 14.0m、奥行 約 19.0m、 規模 270m ² 程度、 基準方位 北6街 4m市道	②標準的使用 戸建住宅地	④地域的特性 特記 特にない	⑤事項 路	⑥交通 樋原神宮西口駅 北西方 800m	⑦形状 長方形	⑧法令 「調区」(40,200) 歴風土 風致 規制				
⑤地域要因の 将来予測 中規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域で、ほぼ成熟している。格別の変動要因も認められないことから、当分の間現状のまま推移するものと予測する。										
(3) 最有効使用の判定 2階建程度の戸建住宅地			(4) 対象基準地の 個別的原因	方位	0.0					
(5) 鑑定評価の手法 の適用 取引事例比較法 収益還元法 原価法 開発法	比準価格 収益価格 積算価格 開発法による価格	57,600円/m ² /円/m ² /円/m ² /円/m ²								
(6) 市場の特性 同一需給圏は概ね樋原市および近隣市町村内の住宅地域。需要者の中心は地縁性を有する個人であるが売買はあまり見られない。小規模な住宅団地であり、地域外への系統連続性がやや劣る。地価は概ね下げ止まりつつある。旧集落内であることから画地規模、取引水準が各個マチマチであり土地は1,000万円台程度、新築戸建物件は2000万円台程度で取引が行われている。										
(7) 評価額の決定 理由 試算価格の調整 ・検証及び鑑定 評価額の決定の 理由 周辺には賃貸共同住宅も散見されるがほとんどは土地有効利用や節税等目的が多く、投資採算性を考慮しているとは限らない。主たる需要者は自用目的を中心であることから収益価格の算定は断念し、比準価格を採用した上で、標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記の通り決定した。										
(8) 公示標準価格 とし た 規格 価格 を 示す 標準地番号 樋原 -8	① 代表標準地 標準地番号 樋原 -8	②時点 修正 [99.5] 100	③標準化 補正 [100] [100]	④地域要 因の比 較 100 [100] [111.2]	⑤個別的 要因の 比較 100 [100] 100	⑥対象基準地 の規準価格 (円/m ²) 57,300	⑦内訳 標準化補正 街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 +2.0 +9.0 0.0 0.0 0.0
(9) 指定基準地 からの 検討 ①指定基準地番号 前年指定基準地の価格 円/m ²	②時点 修正 [100] 100	③標準化 補正 [100] [100]	④地域要 因の比 較 100 [100] 100	⑤個別的 要因の 比較 100 [100] 100	⑥対象基準地 の比準価格 (円/m ²)	⑦内訳 標準化補正 街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 +2.0 +9.0 0.0 0.0 0.0	
(10) 対象地の 標準価格 等 の 前 ら の 検 討 ①-1対象基準地の検討 ■継続 新規 前年標準価格 57,900円/m ²	③ 価 格 形 成 要 因 の 状 況 [一般的要因]	[地域要因]	樋原市の地価は持ち直しつつある。平成30年2月に樋原市役所分庁舎、カンデオホテルズ奈良樋原がオープン。							
①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 代表標準地 標準地番号 公示価格	変動 [地域要因] [個別的要因]	調整区域内に開発された小規模な住宅団地であり、ほぼ成熟している。								
②変動率 年間 -0.5% 半年間 %										

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月11日 提出
樋原（県）5-1 宅地-1

基準地番号 樋原（県）	提出先 奈良県	所属分科会名 第二分科会	業者名 氏名 不動産鑑定士 阪本 伸太郎	印						
鑑定評価額	87,500,000 円	1m ² 当たりの価格	138,000 円/m ²							
1 基本的事項										
(1)価格時点 平成30年7月1日	(4)鑑定評価日 平成30年7月5日	(6)路線価又は倍率 【平成30年1月】 路線価倍率種別	110,000 円/m ² 倍							
(2)実地調査日 平成30年6月22日	(5)価格の種類 正常価格									
(3)鑑定評価の条件 更地としての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨										
(1) 基準地 ①所在及び地番並びに 「住居表示」等 樋原市石川町100番1	②地積 (m ²) 634	⑨法令上の規制等 商業(80,400) 防火								
③形状 1.2:1 店舗兼事務所 S2	④敷地の利用の現況 店舗、事務所等が建 ち並ぶ路線商業地域	⑤周辺の土地の利用の 状況 西10.7m国道	⑥接面道路の状況 水道 ガス	⑦供給 処理施 設状況 樋原神宮前 250m						
(2) 近隣地域 ①範囲 東 20m、西 40m、南 100m、北 120m	②標準的使用 間口 約 25.0 m、奥行 約 20.0 m、	③標準的画地の形狀等 間口 約 10.7 m、奥行 約 10.7 m	④規模 500 m ² 程度、形状 長方形	⑤主要な交通施設との 接近の状況 樋原神宮前駅 東方 250m						
④地域的特性 特記 事項	⑥街 路	⑦交通 施設	⑧法令 規制 商業(100,364) 防火 高度(31)							
⑤地域要因の 将来予測 駅にも近い幹線道路沿い商業地域として成熟している。特段の変動要因もないことから、今後も現状を維持するものと予測される。										
(3) 最有効使用の判定 中低層店舗兼共同住宅地	(4) 対象基準地の 個別の要因 ない									
(5) 鑑定評価の手法 の適用 取引事例比較法 収益還元法 原価法 開発法	比準価格 収益価格 積算価格 開発法による価格	141,000 円/m ² 89,600 円/m ² / 円/m ² / 円/m ²								
(6) 市場の特性 同一需給圏は樋原市及び近隣市町村における幹線道路沿い商業地域である。需要の中心はある程度資力のある個人及び中小規模の企業である。接面道路が2車線国道ではあるが駅に近く、相対的に中程度からやや優位の競争力を有すると考えられる。取引自体見られないことから需要の中心となる価格帯は見いだせない。										
(7) 試算価格の調整 ・検証及び鑑定 評価額の決定の 理由 賃貸市場は空き店舗対策、相続税対策等借り手優位の状況が続き、成約賃料が低下傾向である。また、テナントの定着性も安定しているとはいえないことから、収益還元法の主要である賃料や空室率の査定、還元利回り等の精度に限界がある。一方、比準価格は市場の実態を反映した実証的手法であり、需給当事者に対して説得力が優れる。以上を踏まえ、比準価格を中心に、収益価格を関連付け、代表標準地からの検討を考慮し、鑑定評価額を上記の通り決定した。										
(8) 公示価格 とし た 規格 標準地番号 天理 5-1	① ■代表標準地 標準地番号 天理 5-1	②時点 修正	③標準化 補正	④地域要 因の比 較	⑤個別的 要因の 比較	⑥対象基準地 の規準価格 (円/m ²)	⑦内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 行政 その他	街路 交通 環境 行政 その他
公示価格 141,000 円/m ²	[98.6]	100	100	[100]	[100]	135,000		-3.0 -6.0 +13.0 0.0 0.0 0.0	-3.0 -6.0 +13.0 0.0 0.0 0.0	
(9) 指定基準地 からの検討 ① 指定基準地番号 -	②時点 修正	③標準化 補正	④地域要 因の比 較	⑤個別的 要因の 比較	⑥対象基準地 の比準価格 (円/m ²)	⑦内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 行政 その他	街路 交通 環境 行政 その他	
前年指定基準地の価格 円/m ²	[]	100	100	[]	[]	100				
(10) 対象地の前年の 標準価格等の 検討 ①-1対象基準地の検討 ■継続 新規 前年標準価格 135,000 円/m ²	③ 価格形成要 因の変動状 況	[一般的要因]		樋原市の地価は持ち直しつつある。平成30年2月に樋原市役所分庁舎、カンデオホテルズ奈良樋原がオープン。						
①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地點）である場合の検討 代表標準地 標準地 標準地番号 公示価格	③ 価格形成要 因の変動状 況	[地域要因]		駅ロータリーに近く、かつ交通量の多い幹線道路沿いであることから一定の競争力を有する。						
②変動率 年間 +2.2% 半年間 %		[個別の要因]		特段の変動要因はない。						

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日 提出
樋原（県）5-2 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	一般財団法人日本不動産研究所奈良支所								
樋原（県）	5-2	奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	内田佳宏	印						
鑑定評価額		44,900,000円		1m ² 当たりの価格		230,000円/m ²							
1 基本的事項													
(1)価格時点	平成30年7月1日		(4)鑑定評価日	平成30年7月9日		(6)路線価	[平成30年1月]路線価又は倍率	180,000円/m ² 倍					
(2)実地調査日	平成30年7月2日		(5)価格の種類	正常価格		価値	倍率種別						
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価												
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨													
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	樋原市八木町1丁目525番18 「八木町1-7-39」				②地積(m ²)	195()	⑨法令上の規制等					
(2)近隣地域	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	商業(80,400) 防火高度(31)						
	1:2	事務所S7	店舗、事務所、官公庁等の混在する商業地城	南14.8m国道	水道ガス下水	大和八木400m	(その他)						
⑨	①範囲	東30m、西30m、南20m、北50m	②標準的使用	中層店舗兼事務所地									
	③標準的画地の形状等	間口約10.0m、奥行約20.0m、	規模	200m ² 程度、形状長方形									
	④地域的特性	特記特にない	街14.8m国道	交通大和八木駅南東方400m	法令	商業(100,400) 防火高度(31)	規制						
	⑤地域要因の将来予測	店舗、事務所、官公庁等の混在する商業地城で、大和八木駅南側の複合商業施設建設による影響は若干見られるものの、今後とも現状を維持すると予測する。景気の回復により、地価水準はやや上昇で推移すると予測する。											
(3)最有效地の判定	中層店舗兼事務所地				(4)対象基準地の個別的原因	ない							
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	240,000円/m ²										
	収益還元法	収益価格	183,000円/m ²										
	原価法	積算価格	/円/m ²										
	開発法	開発法による価格	/円/m ²										
(6)市場の特性	同一需給圏は近鉄大阪線・樋原線沿線で、奈良県北・中和地域内の駅周辺及び幹線沿いの商業地城である。需要者の中心は、地元の個人事業者及び多店舗展開の事業者等である。当該地域は、ターミナル駅である大和八木駅に近い商業地城であることから希少性を有し、地方都市における投資意欲は減退しているものの一定の需要は見込める。取引件数が少なく、規模や価格帯は様々であり、市場での中心となる価格帯は見いだせない。												
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	ターミナル駅の駅前商業地に位置し、投資採算性の観点から収益価格は重視すべき価格であるが、自用物件も見られることから、賃貸市場の熟成の程度はやや低く、収益価格の規範性はやや劣る。比準価格は、広域的に収集した取引事例により求め、奈良県中和地域の商業地としての希少性を反映しており、規範性は高いと判断した。以上により、比準価格を重視し、収益価格を開連付け、代表標準地との検討を踏まえて鑑定評価額を上記のとおり決定した。												
(8)公示価格とした	①■代表標準地□標準地 標準地番号 樋原5-1	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	⑦内訳	標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 +3.0 0.0 0.0	地域要因 交通 環境 行政 その他	街路 交通 環境 行政 その他	-4.0 +7.0 +29.0 0.0 0.0
	公示価格 307,000円/m ²	[102.6] 100	100 [103.0]	100 [132.5]	[100] 100	231,000							
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	⑦内訳	標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域要因	街路 交通 環境 行政 その他		
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[] 100	100 []	100 []	[] 100								
(10)対象年からの標準価格等の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続□新規 前年標準価格 221,000円/m ²	③価格形成要因の変動状況	[一般的要因]	景気の回復とともに企業収益・設備投資等は持ち直しており、商業地の需要も回復傾向にある。									
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地□標準地 標準地番号 公示価格 -	[地域要因]	樋原市の中心地区に存する商業地として熟成しており、店舗需要は強く、地価は上昇傾向で推移した。										
	②変動率 年間 +4.1%	半期間 %	[個別的原因]	個別的原因に変化はない。									

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
橿原（県）5-3 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	藤井不動産鑑定								
橿原（県）5-3		奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	藤井 敬裕		印					
鑑定評価額		11,400,000 円			1m ² 当たりの価格			130,000 円/m ²					
1 基本的事項													
(1) 価格時点		平成30年7月1日		(4) 鑑定評価日		平成30年7月6日		(6) 路線価	【平成30年1月】路線価又は倍率		105,000 円/m ²		
(2) 実地調査日		平成30年6月29日		(5) 価格の種類		正常価格			倍率種別		倍		
(3) 鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価											
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨													
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等		橿原市久米町571番2						②地積(m ²)	88	⑨法令上の規制等		
	③形状		④敷地の利用の現況		⑤周辺の土地の利用の状況		⑥接面道路の状況		⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	商業(80,400)準防		
	1:1.2		店舗兼事務所 S4		各種店舗が建ち並ぶ駅前商業地域		北西18m県道		水道ガス下水	橿原神宮前70m	(その他)高度(20m)		
(2) 近隣地域	①範囲		東30m、西50m、南15m、北40m						②標準的使用	中層店舗兼事務所地			
	③標準的画地の形状等		間口 約8.0m、奥行 約13.0m、規模100m ² 程度、形状長方形						④地域的特性	特記:特にない 事項:	街路:18.0m県道 交通:橿原神宮前駅 施設:南西方70m	法令:商業(80,400) 準防 高度(20m) 規制:	
	⑤地域要因の将来予測		近隣地域は橿原神宮前駅に近接する駅前の商業地域である。地域要因に大きな変動は無く、当面は現状を維持して推移するものと思われる。										
(3) 最有効使用の判定		中層店舗兼事務所地						(4) 対象基準地の個別的原因		ない			
(5) 鑑定評価の手法の適用		取引事例比較法		比準価格 138,000 円/m ²									
		収益還元法		収益価格 82,100 円/m ²									
		原価法		積算価格 / 円/m ²									
		開発法		開発法による価格 / 円/m ²									
(6) 市場の特性		同一需給圏は、奈良県北部及び中部の商業地域である。需要者は県内の個人、法人事業者を中心に全国展開する大手事業者もその対象となる。近隣地域は橿原神宮前駅の至近に位置する他、広幅員の道路沿いに形成されている等立地的優位性が認められる。需要に対して供給が限定期的であるため、近年、地価は上昇基調で推移している。相場に関しては、売主、買主の意向が強く反映される傾向が強く、水準を把握することは困難である。											
(7) 評価額の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由		代替競争関係にある取引事例を収集して比準価格を試算した。こうして得られた価格は現下の商業地域の市況を忠実に反映した客観的かつ実証的で説得力を有する価格である。一方で収益価格は低位に算出された。これは地価の上昇傾向に対し賃料は逓進性を有するため元本に見合った賃料を收受し得ないことが主要な要因と考えられる。以上より本件では比準価格を重視し、収益価格を比較考量の上、代表標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。											
(8) 公示価格としめた	① <input checked="" type="checkbox"/> 代表標準地 <input type="checkbox"/> 標準地 標準地番号 天理 5-1		②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7) 内訳 標準化補正	街路 0.0	地域要因 -6.0	街路 -6.0		
	公示価格 141,000 円/m ²		[100] 100	[100] [100]	[100] [108.3]	[100] 100	130,000		交通 0.0	環境 0.0	行政 0.0	その他 0.0	
(9) 指定基準地からの検討	① 指定基準地番号 -		②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7) 内訳 標準化補正	街路	地域要因	街路		
	前年指定基準地の価格 円/m ²		[] 100	[100] []	[100] []	[] 100			交通	環境	行政	その他	
(10) 対象基準地の検討	①-1 対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 127,000 円/m ²				③価格変動形成要因の状況	[一般的要因]	人口は微減傾向。高齢化率は上昇傾向にあり、県全体の水準とほぼ同程度である。地価水準は地域間で日々であり二極化が顕著になった。						
	①-2 基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input type="checkbox"/> 標準地 標準地番号 公示価格 - 円/m ²				[地域要因]	駅前に立地するが周囲に容積率未消化の低利用地も見られる。需要に比し供給が限定期的であることから地価は上昇基調で推移している。							
					[個別の要因]	個別の要因に変動はない。							
	(2) 変動率		年間 +2.4%	半年間 %									

鑑定評価書（平成 30 年地価調査）

平成 30年 7月 10日 提出
堀原(県) 5-4 宅地-1

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
樋原（県）5-5 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	森本直也不動産鑑定士土地家屋調査士事務所					
樋原（県）5-5		奈良県	奈良県第2	氏名	不動産鑑定士	森本直也	印			
鑑定評価額		188,000,000 円		1m ² 当たりの価格		114,000 円/m ²				
1 基本的事項										
(1)価格時点		平成30年7月1日	(4)鑑定評価日	平成30年7月6日	(6)路線価	[平成30年1月]路線価又は倍率	93,000 円/m ² 倍			
(2)実地調査日		平成30年7月1日	(5)価格の種類	正常価格		倍率種別				
(3)鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価								
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨										
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	樋原市新賀町157番2				②地積(m ²)	1,651 ()			
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	準住居(60,200)高度(15)			
	台形 1.2:1	店舗兼事務所 W1	国道沿いに自動車関連店舗が多い路線商業地域	東14m国道	水道 ガス 下水	大和八木 930m	(その他)			
(2)近隣地域	①範囲	東 70m、西 30m、南 150m、北 200m	②標準的使用	低層店舗兼共同住宅地						
	③標準的画地の形状等	間口 約 30.0 m、奥行 約 50.0 m、規模	1,500 m ² 程度、形状 長方形							
	④地域的特性	特記 特になし 事項	街 14m国道 路	交通 大和八木駅 北東方 930m 施設	法令	準住居(60,200) 高度(15)				
	⑤地域要因の将来予測	当該地域は、国道添いに店舗等が建ち並ぶ路線商業地域である。中和幹線にも近接しており、繁華性は安定している。当面は現状程度で推移するものと予測される。								
(3)最有效地の判定	低層店舗兼共同住宅地				(4)対象基準地の個別的原因		ない			
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	117,000 円/m ²							
	収益還元法	収益価格	77,600 円/m ²							
	原価法	積算価格	/ 円/m ²							
	開発法	開発法による価格	/ 円/m ²							
(6)市場の特性	同一需給圏は、奈良県内の幹線道路、準幹線道路沿いの商業地域と判定した。需要者は、地元の個人事業者や法人の他、広域的にチェーン店を展開する大手法人まで多様である。事業用不動産の取引は、個別性が強い為、中心となる価格帯は見出せない状況にある。									
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	比準価格は、幹線道路、準幹線道路添いの信頼性の高い取引事例を中心と規範性の高い価格を求めることができた。一方、収益価格は、理論的であるが、賃料の逓減性、保守性等のためやや低位に試算された。収益価格は試算過程に想定要素が多く相対的規範性が劣ると言わざるを得ない。よって、本件においては、比準価格を重視し、収益価格を比較考量し、類似する公示標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記の通り決定した。									
(8)公示価格としめた	①□代表標準地 ■標準地 標準地番号 樋原 5-8	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 0.0	地域要因	街路 0.0
	公示価格 101,000 円/m ²	[100] 100	[100] [100]	[100] [89.0]	[100] 100	113,000		交通 0.0 環境 0.0 画地 0.0 行政 0.0 その他 0.0	交通 0.0 環境 -11.0 行政 0.0 その他 0.0	
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域要因	街路 交通 環境 行政 その他
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[] 100	[100] []	[100] []	[] 100					
(10)対象基準地の前年の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 114,000円/m ²	③変動状況	[一般的要因] [地域要因]	大和八木駅周辺の商業地や中和幹線沿道地域に関しては需要が高い。それに対し古くからの近隣商業地等は衰退傾向である。 国道に面した商業地であるが、特段価格に影響を及ぼす変動要因は認められず現状程度で推移するものと予測する。						
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号 公示価格 円/m ²	[個別的原因]	価格に影響を及ぼす変動要因は認められない。							
	②変動率	年間 0.0%	半年間 %							

鑑定評価書（平成 30 年地価調査）

平成 30年 7月 10日 提出
福原(県) 5-6 宅地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社田畠不動産鑑定士事務所		
櫻原（県）	5-6	奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	田畠惣臣
鑑定評価額	..	17,700,000 円	1m ² 当たりの価格		93,000 円/m ²	印

1 基本的事項

(1)価格時点	平成 30年 7月 1日	(4)鑑定評価日	平成 30年 7月 7日	(6)路線価	【平成 30年 1月】 路線価又は倍率	76,000 円／m ² 倍
(2)実地調査日	平成 30年 7月 1日	(5)価格の種類	正常価格			
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

将来予測	認められ、需要はやや減退傾向である。地域は当面は現状を維持するものと予測する。			
(3) 最有効使用の判定	低層の店舗兼共同住宅地		(4) 対象基準地の個別的要因	ない
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	95,400 円／m ²	
	収益還元法	収益価格	64,400 円／m ²	
	原価法	積算価格	/ 円／m ²	
	開発法	開発法による価格	/ 円／m ²	
(6) 市場の特性	同一需給圏は、橿原市内及び周辺市町村のＪＲ、近鉄各沿線各駅周辺の駅近の商業地域を中心とした圏域。需要者の中心は従来より圏内に地縁性を持つ個人若しくは小規模法人が中心である。近年、大型複合商業施設への顧客流出が続く等厳しい経営環境を強いられている。取引等は少なく、買い主、売り主の意向が強く反映されている傾向が強く、需要の中心となる価格帯は見出しがにくい。			
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	比準価格は適正に要因比較等されており、不動産市場の実態を反映した規範性の高い価格を求めることができた。一方、収益価格は純収益を還元して求められたものであり、理論的であるが、賃料の逓行性、保守性等のためにやや低位に試算された。収益価格は試算過程に想定要素が多く相対的規範性が劣ると判断した。以上より、比準価格を重視して、収益価格を比較考量して、代表標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のように決定した。			

(8) 公示価格 標準とした 価格	① ■ 代表標準地	□ 標準地 標準地番号	② 時 点 修正	③ 標準化 補正	④ 地域要 因の比 較	⑤ 個別的 要因の 比較	⑥ 対象基準地 の規準価格 (円／m ²)	⑦ 内訳 標準化補正	街路	0.0	地 域 要 因	街路	+4.0
									交通	0.0	環 境	交 通	-1.0
	大和郡山市	5-4							環境	0.0	因	環 境	+23.0
	公示価格		[100]	100	100	[100]	93,200	画地	0.0	行政	行政	+5.0	
	124,000	円／m ²	100	[100]	[133.0]	100		行政	0.0	その他	その他	0.0	
								その他	0.0				

(9) 指定基準地 からの検討	① 指定基準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の比準価格 (円／m ²)	⑦内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 行政 その他
	-							街路 交通 環境 画地 行政 その他	
	前年指定基準地の価格 円／m ²	[] 100	[] 100	[] 100	[] 100				

(10) 対象年標準価格等からの検討 ①-1 対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 94,400 円／m ² ①-2 基準地が共通地點（代表標準地等と同一地點）である場合の検討 <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input type="checkbox"/> 標準地 標準地番号 - 公示価格 円／m ²	③ 価格形成要因の変動状況 [一般的要因] 人口は微減傾向で推移している。高齢化率は上昇傾向にあるが県内では比較的緩やかである。二極化が顕著になりつつある。 [地域要因] 背後地の変化や相対的な競争力の減退を受けて地価水準は下落基調にある。	[個別的要因] 代替競争関係にある不動産との競争力、価格動向に係り個別的に影響を与える要因の変動等は特に認められない。

鑑定評価書（平成 30 年地価調査）

平成 30年 7月 11日 提出
桜井(県) -1 宅地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	阪本産業㈱
桜井(県)	-1	奈良県 第二分科会	氏名 不動産鑑定士	阪本 伸太郎
鑑定評価額	16,800,000円	1坪当たりの価格	67,300円/坪	

七、基本的策略

(1)価格時点	平成 30年 7月 1日	(4)鑑定評価日	平成 30年 7月 5日	(6)路線価	[平成 30年 1月] 路線価又は倍率	54,000 円／㎡
(2)実地調査日	平成 30年 6月 22日	(5)価格の種類	正常価格		倍率種別	倍

(3) 鑑定評価の条件 更地としての鑑定評価

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
桜井(県) -2 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	森本直也不動産鑑定士土地家屋調査士事務所							
桜井(県) -2		奈良県	奈良県第2	氏名	不動産鑑定士	森本直也	印					
鑑定評価額		8,910,000円		1m ² 当たりの価格		54,000円/m ²						
1 基本的事項												
(1)価格時点		平成30年7月1日	(4)鑑定評価日	平成30年7月6日	(6)路線価	[平成30年1月]路線価又は倍率	44,000円/m ² 倍					
(2)実地調査日		平成30年7月1日	(5)価格の種類	正常価格	価格	倍率種別						
(3)鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨												
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	桜井市大字大福338番2				②地積(m ²)	165()	⑨法令上の規制等				
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1住居(60,200)高度(15)					
	1:1	住宅W2	一般住宅のほかに店舗等が混在する住宅地域	西5m市道	水道下水	大福200m	(その他)					
(2)近隣地域	①範囲	東15m、西20m、南30m、北70m	②標準的使用	戸建住宅地								
	③標準的画地の形状等	間口約13.0m、奥行約13.0m、規模	170m ² 程度、形状正方形									
	④地域的特性	特記:特になし 事項	街基準方位北、5m 市道	交通:大福駅北方200m	法令:1住居(60,200) 高度(15)	規制:						
⑤地域要因の将来予測	当該地域は、一般住宅のほかに店舗等が見られるが、今後も大きな地域要因の変化は考えられず、現状のまま推移するものと予想される。地価水準は弱含みで推移するものと予想される。											
(3)最有效使用の判定	2階建程度の戸建住宅地				(4)対象基準地の個別的原因		方位		+1.0			
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	54,000円/m ²									
	収益還元法	収益価格	/円/m ²									
	原価法	積算価格	/円/m ²									
	開発法	開発法による価格	/円/m ²									
(6)市場の特性	同一需給圏は、桜井市内の中小規模一般住宅地域と判定した。需要者の中心は、桜井市内の居住者が大半であるが、市外からの居住者も一部見受けられる。当該地域は、一般住宅のほかに店舗等が混在する既成住宅地域であり、需給動向は弱含みである。土地は1,000万円程度、新築戸建住宅で2,500万円程度が市場における需要の中心となっている。											
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	店舗等の事業用不動産も見受けられるが、近隣地域は戸建住宅が主の地域であり、一般的には自己使用目的の取引がほとんどで、賃貸市場は未成熟である。よって、収益価格は試算せず、対象不動産の所在、実情等も考慮の上、比準価格を採用し、代表標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記の通り決定した。											
(8)公示価格といたる規格	①■代表標準地□標準地 標準地番号	②時点修正 桜井 -5	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳	街路	0.0	地域要因	街路	0.0
	公示価格 67,300円/m ²	[100] 100	[100] [100]	[100] [126.0]	[101.0] 100	53,900		交通	0.0	環境	0.0	行政
(9)指定基準地から検討	①指定基準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳	街路	0.0	地域要因	街路	0.0
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[] 100	[] []	[] []	[] 100			交通	0.0	環境	0.0	行政
(10)対年らの標準基準地格等の前検討	①-1対象基準地の検討 ■継続□新規 前年標準価格	55,000円/m ²	(3)変動状況	[一般的要因]	桜井市の人口減少率は県平均を上回っている。既存集落内は、依然として需要は低調である。							
	①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 □代表標準地□標準地			[地域要因]	地域要因に特段の変化は見られず、不動産取引は総じて低調である。							
	標準地番号	-		[個別的原因]	価格に影響を及ぼす変動要因は認められない。							
	公示価格	円/m ²										
②変動率	年間 -1.8%	半年間 %										

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
桜井（県）-3宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	大和不動産鑑定株式会社 奈良支社					
桜井（県）-3		奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	吉田謙一		印		
鑑定評価額		15,700,000円		1m ² 当たりの価格		64,500円/m ²				
1 基本的事項										
(1)価格時点		平成30年7月1日	(4)鑑定評価日	平成30年7月6日		(6)路線価	[平成30年1月]路線価又は倍率	52,000円/m ²		
(2)実地調査日		平成30年7月3日	(5)価格の種類	正常価格			倍			
(3)鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価								
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨										
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等		桜井市大字外山1526番				②地積(m ²)	244()	⑨法令上の規制等	
	③形状		④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1住居(60,200)		(その他)高度(15)
	1:1		住宅W2	一般住宅の中に駐車場等が見られる住宅地域	北6m市道	水道ガス下水	桜井1.3km			
(2)近隣地域	①範囲	東50m、西60m、南90m、北20m	②標準的使用	低層住宅地						
	③標準的画地の形状等	間口約15.0m、奥行約15.0m、	規模	230m ² 程度、		形状	正方形			
	④地域的特性	特記:特にない。 事項:	街路	基準方位北6.0m市道	交通	桜井駅北東方1.3km	法令	1住居(60,200)	高度(15)	
⑤地域要因の将来予測	当該地域は、一般住宅の中に駐車場等が見られる住宅地域であり、今後も大きな地域要因の変化は考えられず、現状のまま推移するものと予想される。地価水準はやや弱含みで推移するものと予想される。									
(3)最有效地の判定	戸建住宅地				(4)対象基準地の個別的原因	方位			0.0	
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	64,500円/m ²						(7)内訳	
	収益還元法	収益価格	/円/m ²							
	原価法	積算価格	/円/m ²							
	開発法	開発法による価格	/円/m ²							
(6)市場の特性	同一需給圏は概ね近鉄大阪線やJR桜井線各駅周辺に存する住宅地域である。需要者の中心は、桜井市における居住者が大半であり、市外からの転入者は少ない。当該地域は、比較的区画整然とした住宅地域であるが、土地の需給動向は全般的に弱含みである。土地は1,500~2,000万円程度、新築の戸建住宅は2,500~3,500万円程度の物件が必要の中心となっている。									
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	一般住宅の中に駐車場等が見られる住宅地域であり、収益物件はほとんど見受けられず、賃貸需要は未成熟であることから収益還元法の適用は断念した。居住の快適性を重視する住宅地域に存するため、自用目的での取引が中心であり、実際の取引価格を指標に取引価格が決定されることが一般的であると認められることから、比準価格を採用し、代表標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。									
(8)公示価格と標準価格をとした	①■代表標準地□標準地 標準地番号	桜井-5	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳	街路0.0	地域要因-1.0
	公示価格 67,300円/m ²	[100] 100	[100] [101.0]	[100] [103.0]	[100] 100	64,700	交通0.0 環境0.0 画地+1.0 行政0.0 その他0.0		街路0.0 交通0.0 環境0.0 行政0.0 その他0.0	
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号	-	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域要因 街路 交通 環境 行政 その他
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[] 100	[] []	[] []	[] 100				街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域要因 街路 交通 環境 行政 その他
(10)対象年らの標準基準価格等からの検討	①-1対象基準地の検討 ■継続□新規 前年標準価格 65,000円/m ²			(3)価格形成要因の変動状況	[一般的の要因]		桜井市の人口は減少傾向を示している。利便性の良い住宅地域を除き需給動向は低迷している。			
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地□標準地 標準地番号 公示価格 -				[地域要因]		地域要因に特段の変化は見られないが、地価は弱含みで推移している。			
	②変動率	年間-0.8%	半年間%		[個別の要因]		個別の要因に変動はない。			

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
桜井（県）-4 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	森本直也不動産鑑定士土地家屋調査士事務所				
桜井（県）-4		奈良県	奈良県第2	氏名	不動産鑑定士	森本直也	印		
鑑定評価額		18,400,000円		1m ² 当たりの価格	29,100円/m ²				
1 基本的事項									
(1)価格時点		平成30年7月1日		(4)鑑定評価日	平成30年7月6日		(6)路線価		
(2)実地調査日		平成30年7月1日		(5)価格の種類	正常価格		[平成30年1月]路線価又は倍率 1.1倍		
(3)鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価						倍率種別	
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨									
基準地	(1)①所在及び地番並びに「住居表示」等					②地積(m ²)	634	⑨法令上の規制等	
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1住居(60,200) 高度(15)		
	1:1.5	住宅W1	農家住宅のほか一般住宅も混在する地域	北3.8m市道	水道 桜井2.3km	(その他)(60,160)			
近隣地域	①範囲	東140m、西100m、南90m、北70m	②標準的使用	戸建住宅地					
	③標準的画地の形状等	間口 約25.0m、奥行 約25.0m、規模	600m ² 程度、形状 正方形						
	④地域的特性	特記 特になし 事項	街路 基準方位北、3.8m市道	交通 桜井駅南西方2.3km	法令 法令	1住居(60,160) 高度(15)			
	⑤地域要因の将来予測	当該地域は、農家住宅の外一般住宅が建ち並ぶ住宅地域であり、今後も大きな地域要因の変化は考えられず、現状のまま推移するものと予想される。地価水準は弱含みで推移するものと予想される。							
(3)最有效使用の判定	2階建程度の戸建住宅地					(4)対象基準地の個別的要因	方位		0.0
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	29,100円/m ²						
	収益還元法	収益価格	/円/m ²						
	原価法	積算価格	/円/m ²						
	開発法	開発法による価格	/円/m ²						
(6)市場の特性	同一需給圏は、桜井市内の中小規模一般住宅地域と判定した。需要者の中心は、桜井市内の居住者が大半であるが、市外からの居住者も一部見受けられる。当該地域は、農家住宅の外一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域であり、需給動向は弱含みである。土地は、1,500万円～2,000万円程度が市場における需要の中心となっている。								
(7)試算価格の調整検証及び鑑定評価額の決定の理由	当該地域は、農家住宅のほか一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域であり、収益物件は皆無である為、収益還元法の適用は断念した。よって、対象不動産の所在、実情等も考慮の上、快適性を重視する住宅地域であるので、比準価格を採用し、代表標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記の通り決定した。								
(8)公示価格としめた	①■代表標準地 □標準地 標準地番号 宇陀 -9	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 0.0 交通 0.0 環境 0.0 画地 +2.0 行政 0.0 その他 0.0	街路 +4.0 交通 +7.0 環境 +37.0 行政 0.0 その他 0.0
	公示価格 45,000円/m ²	[100] 100	[100] [102.0]	[100] [152.5]	[100] 100	28,900			
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域要因 街路 交通 環境 行政 その他
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[] 100	[] []	[] []	[] 100				
(10)対年らの検討 の前	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 29,400円/m ²	③ 価格形成要因の変動状況	[一般的要因]	桜井市の人口減少率は県平均を上回っている。既存集落内は、依然として需要は低調である。					
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号 -	[地域要因]	地域要因に特段の変化は見られず、不動産取引は総じて低調である。						
	公示価格 円/m ²	[個別の要因]	価格に影響を及ぼす変動要因は認められない。						
	②変動率 年間 -1.0% 半年間 %								

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
桜井（県）-5宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	大和不動産鑑定株式会社 奈良支社					
桜井（県）-5		奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	吉田謙一		印		
鑑定評価額				14,900,000円	1m ² 当たりの価格	53,300円/m ²				
1 基本的事項										
(1)価格時点	平成30年7月1日		(4)鑑定評価日	平成30年7月6日		(6)路線価	[平成30年1月]路線価又は倍率	43,000円/m ² 倍		
(2)実地調査日	平成30年7月3日		(5)価格の種類	正常価格			倍率種別			
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価									
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨										
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等 桜井市朝倉台東1丁目538番43					②地積(m ²)	280	⑨法令上の規制等		
(2)近隣地域	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1低専(40,60) (その他)			
	1:1	住宅W2	中規模一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域	北6m市道	水道ガス下水	大和朝倉530m				
(3)範囲	東90m、西90m、南40m、北40m	②標準的使用	戸建住宅地							
(4)標準的画地の形状等	間口約17.5m、奥行約16.0m、	規模	280m ² 程度、形状長方形							
	④地域的特性	特記特記	街路	基準方位北6m	交通	大和朝倉駅東方530m	法令	1低専(40,60) 規制		
事項				施設						
⑤地域要因の将来予測	当該地域は、中規模一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした戸建住宅地域であり、今後も大きな地域要因の変化は考えられず、地価は弱含みで推移するものと予測される。									
(3)最有效地の判定	戸建住宅地					(4)対象基準地の個別的原因	方位		0.0	
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	53,300円/m ²							
	収益還元法	収益価格	/円/m ²							
	原価法	積算価格	/円/m ²							
	開発法	開発法による価格	/円/m ²							
(6)市場の特性	同一需給圏は、近鉄大阪線、JR桜井線沿線で、概ね桜井市並びに隣接市等の住宅地域である。需要者の中心は同一需給圏のうち桜井市居住者が大半である。当該地域は最寄駅の徒歩圏内であるが、街路との高低差を有することから土地の需給動向は弱含みである。地域内の中古住宅は1,000万円~1,700万円程度が必要の中心となっている。									
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	近隣地域は中規模戸建住宅が区画整然と建ち並ぶ住宅地域であり、収益物件はほとんど見受けられず、賃貸需要は未成熟であることから収益還元法の適用は断念した。居住の快適性を重視する住宅地域に存するため、自用目的での取引が中心であり、実際の取引価格を指標に取引価格が決定されることが一般的であると認められることから、比準価格を採用し、代表標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。									
(8)公示価格と標準地番号	①■代表標準地□標準地 標準地番号 桜井-5	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	街路0.0	地域要因-1.0
公示価格	67,300円/m ²	[100] 100	100 [101.0]	100 [125.1]	[100] 100	53,300		交通0.0	環境0.0	行政0.0
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号-	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	街路0.0	地域要因-2.0
前年指定基準地の価格	円/m ²	[100]	100 []	100 []	[]100			環境0.0	行政0.0	その他+4.0
(10)対象年数の標準価格等からの検討	①-1対象基準地の検討 ■継続□新規 前年標準価格54,500円/m ²	③価格形成要因の変動状況	[一般的要因]	桜井市の人口は減少傾向を示している。利便性の良い住宅地域を除き需給動向は低迷している。						
①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地□標準地		[地域要因]	地域要因に特段の変化は見られないが、地価は弱含みで推移している。							
標準地番号	-	[個別的原因]	個別的原因に変動はない。							
公示価格	円/m ²									
②変動率	年間-2.2%	半年間%								

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月11日 提出
桜井(県) - 6 宅地-1

基準地番号 桜井(県) 鑑定評価額	提出先 奈良県 4,850,000円	所属分科会名 第二分科会 業者名 阪本産業㈱ 氏名 不動産鑑定士 阪本 伸太郎	印						
1 基本的事項									
(1)価格時点 (2)実地調査日 (3)鑑定評価の条件	平成30年7月1日 平成30年6月22日 更地としての鑑定評価	(4)鑑定評価日 (5)価格の種類 正常価格	平成30年7月5日 〔平成30年1月〕 路線価又は倍率 倍率種別						
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨									
(1)基準地 ①所在及び地番並びに 「住居表示」等 ③形状 台形 1:1.2	②地積 (m ²) 211 ()	⑨法令上の規制等 「調査区」 (60,200) (その他) 土砂災害区域	④敷地の利用の現況 農家住宅が建ち並ぶ 古くからの住宅地域	⑤周辺の土地の利用の 状況 東4.2m市道、北側道	⑥接面道路の状況 水道 ガス 下水	⑦供給 処理施 設状況 大和朝倉 1.3km	⑧主要な交通施設との 接近の状況		
(2)近隣地域 ①範囲 東 25m、西 25m、南 200m、北 100m ③標準的画地の形状等 間口 約 13.0m、奥行 約 16.0m、 規模 210 m ² 程度、 形状 長方形 ④地域的特性 特記 特にない 事項 路	②標準的使用 戸建住宅地 交通 大和朝倉駅 南東方 1.3km	⑨法令 「調査区」 (60,200) 土砂災害区域 規制	⑩主要な交通施設との 接近の状況						
⑤地域要因の 将来予測 旧集落の農家住宅が多い住宅地域であり、格別の変動要因も無いことから当面の間現状を維持するものと考えられる。地価は依然として下落傾向である。									
(3)最有效使用の判定 2階建程度の戸建住宅地	(4)対象基準地の 個別的原因 ない								
(5)鑑定評価の手法 の適用 取引事例比較法 収益還元法 原価法 開発法	比準価格 収益価格 積算価格 開発法による価格	23,000円/m ² /円/m ² /円/m ² /円/m ²							
(6)市場の特性 同一需給圏は近鉄大阪線沿線の住宅地である。主な需要者は当該沿線地域在住のエンドユーザーであると認められる。古くからの農家住宅地域であり外部からの転入はほぼ見られない。地価は引き続き下落傾向である。不動産取引自体が少なく、需要の中心となる価格帯を見いだすことは困難である。									
(7)試算価格の調整 ・検証及び鑑定 評価額の決定の 理由 近隣地域は調整区域内の農家住宅地域であることから賃貸市場が形成されておらず、自己使用目的での取引が主で収益物件の取引もみられない。よって、収益還元法の適用は断念した。以上により、市場の実勢を反映した比準価格を採用し、指定基準地からの検討をふまえ、鑑定評価額を上記の通り決定した。									
(8)公示価格 規格とした 標準地番号	①代表標準地 標準地番号 -	②時点 修正	③標準化 補正	④地域要 因の比 較	⑤個別的 要因の 比較	⑥対象基準地 の規準価格 (円/m ²)	⑦内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域要因 街路 交通 環境 行政 その他
公示価格 円/m ²	[] 100	[] [] 100	[] [] 100	[] [] 100	[] [] 100	[] [] 100	[] [] 100	[] [] 100	[] [] 100
(9)指定基準地 からの検討 指定基準地	①指定基準地番号 大和郡山(県) - 8	②時点 修正	③標準化 補正	④地域要 因の比 較	⑤個別的 要因の 比較	⑥対象基準地 の比準価格 (円/m ²)	⑦内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域要因 街路 交通 環境 行政 その他
前年指定基準地の価格 33,300円/m ²	[99.1] 100	[] [] 100	[] [] 100	[] [] 100	[] [] 100	[] [] 100	[] [] 100	[] [] 100	[] [] 100
(10)対象地の 標準価格 の検討 対象地の 標準価格 の前	①-1対象基準地の検討 ■継続 ■新規	前年標準価格 23,200円/m ²	③ 価 格 形 成 状 況	④ 地 域 要 因	⑤ 個 別 的 要 因	⑥ 対 象 基 準 地 の 比 準 価 格 (円/m ²)	⑦ 内 訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域要因 街路 交通 環境 行政 その他
①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地點)である場合の検討 ■代表標準地 標準地番号 公示価格 円/m ²	23,200円/m ²	③ 価 格 形 成 状 況	④ 地 域 要 因	⑤ 個 別 的 要 因	⑥ 対 象 基 準 地 の 比 準 価 格 (円/m ²)	⑦ 内 訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域要因 街路 交通 環境 行政 その他	
②変動率 年間 ~0.9% 半年間 %									

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月11日 提出
桜井（県）5-1 宅地-1

基準地番号 桜井（県）	提出先 奈良県	所属分科会名 第二分科会	業者名 不動産鑑定士 阪本 伸太郎	阪本産業㈱			
5-1				印			
鑑定評価額 24,800,000 円		1 m ² 当たりの価格 89,000 円/m ²					
1 基本的事項							
(1) 価格時点 平成30年7月1日	(4) 鑑定評価日 平成30年7月5日	(6) [平成30年1月]路線価又は倍率 72,000 円/m ²					
(2) 実地調査日 平成30年6月22日	(5) 価格の種類 正常価格	(7) 路線価 倍率種別					
(3) 鑑定評価の条件 更地としての鑑定評価							
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨							
(1) 基準地 ①所在及び地番並びに「住居表示」等 ③形状 1.2:1	②地積 (m ²) 279	⑨法令上の規制等 近商(80,300) 準防	⑤周辺の土地の利用の状況 ⑥接面道路の状況 西16m国道 水道 ガス 下水 桜井 1.1km	④敷地の利用の現況 店舗兼共同住宅 R.C.3 国道沿いに店舗、事業所等が連なる路線商業地域	⑦供給処理施設状況 ⑧主要な交通施設との接近の状況 (その他) 高度(31)		
(2) 近隣地域 ①範囲 東 30m、西 50m、南 220m、北 70m ③標準的画地の形状等 間口 約 20.0 m、奥行 約 15.0 m、規模 300 m ² 程度、形状 長方形 ④地域的特性 特記 特にない 事項 路 施設	②標準的使用 中低層の店舗住宅併用用地	⑩法令 近商(80,300) 準防 高度(31)					
⑤地域要因の将来予測 桜井市内の路線商業地は中和幹線周辺が優位な状況である。格別の変動要因も無いことから当面の間現状を維持するものと考えられる。							
(3) 最有効使用の判定 4階程度の店舗兼共同住宅地	(4) 対象基準地の 個別的原因 ない						
(5) 鑑定評価の手法の適用 取引事例比較法 収益還元法 原価法 開発法	比準価格 収益価格 積算価格 開発法による価格	91,500 円/m ² 60,300 円/m ² / 円/m ² / 円/m ²					
(6) 市場の特性 同一需給圏は桜井市及び周辺市町村内の路線商業地である。需要者は地元企業及び個人事業者が中心である。中和幹線周辺には新規出店が散見されるが、他地域は空店舗等が散在し、新規出店は少なく、取引自体が少ない。画地規模にもバラツキがあり、需要の中心となる価格帯は見いだせない。							
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由 比準価格は取引事例が少ないが、同一需給圏内の商業地事例により試算したもので、開差が生じているものの、試算の根拠が実際の売買のため実証性がある。収益価格はテナント物件も見られることから、直接法を適用したが、敷地は無原価性が強く低位に求められる。自用の店舗が多い路線商業地であるので、比準価格を重視し、収益価格を関連付け、代表標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。							
(8) 公示価格としめた 規格 ① 標準地番号 大和郡山 5-4	② 時点 修正	③ 標準化 補正	④ 地域要因の比較 ⑤ 個別的原因の比較 ⑥ 対象基準地の規準価格 (円/m ²)	街路 交通 環境 画地 行政 その他 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	街路 交通 環境 画地 行政 その他 0.0 0.0 +35.0 +2.0 0.0 0.0	地 域 要 因 街路 交通 環境 行政 その他 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	街路 交通 環境 行政 その他 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
公示価格 124,000 円/m ²	[100] 100	[100] [100]	[100] [137.7] 100	90,100			
(9) 指定基準地番号 - 前年指定基準地の価格 円/m ²	② 時点 修正	③ 標準化 補正	④ 地域要因の比較 ⑤ 個別的原因の比較 ⑥ 対象基準地の比準価格 (円/m ²)	街路 交通 環境 画地 行政 その他 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	街路 交通 環境 画地 行政 その他 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	地 域 要 因 街路 交通 環境 行政 その他 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	街路 交通 環境 行政 その他 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
前年指定基準地の価格 円/m ²	[] 100	[] []	[] 100				
(10) 対象基準地の検討 ①-1 対象基準地の検討 ■ 継続 新規 前年標準価格 90,200 円/m ²	③ 価格形成要因の 変動状況	④ [一般的要因]	桜井市については中和幹線沿いは発展しつつあるがその他の地域については弱含みである。				
①-2 基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 代表標準地 標準地 標準地番号 - 公示価格 円/m ²		⑤ [地域要因]	桜井市保健福祉センターがオープン。中和幹線沿いに比べるとやや競争力は弱め。				
② 変動率 年間 -1.3% 半年間 %		⑥ [個別的原因]	特段の変動要因はない。				

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
桜井（県）5-2 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	森本直也不動産鑑定士土地家屋調査士事務所				
桜井（県）5-2		奈良県	奈良県第2	氏名	不動産鑑定士	森本直也	印		
鑑定評価額		20,400,000円		1m ² 当たりの価格		126,000円/m ²			
1 基本的事項									
(1)価格時点		平成30年7月1日	(4)鑑定評価日	平成30年7月6日	(6)路線価	[平成30年1月]路線価又は倍率	100,000円/m ² 倍		
(2)実地調査日		平成30年7月1日	(5)価格の種類	正常価格		倍率種別			
(3)鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価							
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨									
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	桜井市大字川合257番5				②地積(m ²)	162()	⑨法令上の規制等	
	③形状 1:1.5	④敷地の利用の現況 店舗兼住宅 R.C.4	⑤周辺の土地の利用の状況 各種店舗、医院等が建ち並ぶ駅前の商業地域	⑥接面道路の状況 西18m市道	⑦供給処理施設状況 水道ガス下水	⑧主要な交通施設との接近の状況 桜井80m	商業(80,500) 準防、高度(31) (その他)		
(2)近隣地域	①範囲	東8m、西42m、南15m、北48m	②標準的使用	店舗兼共同住宅地					
	③標準的画地の形状等	間口約10.0m、奥行約15.0m、	規模	150m ² 程度、		形状	長方形		
	④地域的特性	特記 事項	特になし	街路	18m市道	交通	桜井駅北方80m	法令 規制	商業(80,500) 準防 高度(31)
⑤地域要因の将来予測	当該地域は、駅前の医院、店舗等が存する商業地域である。地域要因を変化させるような大きな要因は見られず、当面は現状程度で推移するものと予測される。								
(3)最有效使用の判定	店舗兼共同住宅地				(4)対象基準地の個別的要因	ない			
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	130,000円/m ²						
	収益還元法	収益価格	76,200円/m ²						
	原価法	積算価格	/円/m ²						
	開発法	開発法による価格	/円/m ²						
(6)市場の特性	同一需給圏は、奈良県内における商業地域と判定した。主たる需要者は、桜井市内の法人、個人事業者等と判定した。当該地域の繁華性は高くないが、近鉄・JR桜井駅前の商業地域であり、一定の需要はある。取引される価格は個別性が強く、需要の中心となる価格帯は見出せない状況にある。								
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	当該地域は、駅前の商業地域であるが、繁華性が高くなく、元本に見合う賃料を收受できないため、収益価格は低位に試算された。一方、比準価格は適正に補正しており、現下の不動産市場の実態を反映した規範性の高い価格を求めることができた。よって、本件においては、比準価格を重視しながら、収益価格を比較考量のうえ、さらに代表標準地との検討を踏まえ、上記の通り鑑定評価額を決定した。								
(8)公示価格としめた	①■代表標準地 <input type="checkbox"/> 標準地 標準地番号 天理 5-1	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 画地 行政 その他
	公示価格 141,000円/m ²	[100] 100	[100] [100]	[100] [100]	[100] 100	129,000		0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	-1.0 +1.0 +9.0 0.0 0.0 0.0
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 画地 行政 その他
	前年指定基準地の価格 円/m ² 100	[] 100	[] []	[] 100	[] 100			0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	-1.0 +1.0 +9.0 0.0 0.0 0.0
(10)対年らの検討 の前	①-1対象基準地の検討 ■継続 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 127,000円/m ²	(3)変動状況 ③価格形成要因の 変動状況	[一般的要因]	桜井市の人口減少率は県平均を上回っている。既存集落内は、依然として需要は低調である。					
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input type="checkbox"/> 標準地 標準地番号 公示価格 -		[地域要因]	駅前商店街であるが、一定の需要はあるものの低調で、価格はやや下落傾向で推移するものと予測する。					
	②変動率 年間 -0.8% 半年間 %		[個別的要因]	価格に影響を及ぼす変動要因は認められない。					

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
桜井（県）5-3 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	大和不動産鑑定株式会社 奈良支社									
桜井（県）5-3		奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	吉田謙一		印						
鑑定評価額		21,900,000 円		1m ² 当たりの価格				69,500 円/m ²						
1 基本的事項														
(1) 価格時点		平成30年7月1日		(4) 鑑定評価日		平成30年7月6日		(6) 路線価又は倍率 路線価	[平成30年1月]	56,000 円/m ²				
(2) 実地調査日		平成30年7月3日		(5) 価格の種類		正常価格			倍率種別	倍				
(3) 鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価												
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨														
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等		桜井市大字戎重451番2外					②地積(m ²)	315	⑨法令上の規制等				
	③形状 1:1.2	④敷地の利用の現況		⑤周辺の土地の利用の状況		⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況		準工(60,200)				
		事務所 S3		国道沿いに店舗、事務所等が建ち並ぶ商業地域		東16m国道	水道ガス下水	桜井駅北西方1.1km		(その他)高度(最高20)				
(2) 近隣地域	①範囲	東 0m、西 30m、南 60m、北 50m				②標準的使用	店舗兼事務所地							
	③標準的画地の形状等		間口 約 16.0 m、奥行 約 20.0 m、		規模	320 m ² 程度、		形状	長方形					
	④地域的特性	特記	特にない。		街路	16m国道	交通施設	桜井駅北西方1.1km	法令規制	準工(60,200) 高度(最高20)				
⑤地域要因の将来予測	当該地域は、国道沿いに店舗、事務所等が建ち並ぶ商業地域である。今後も大きな地域要因の変化は考えにくく、当面現況のまま推移するものと思われる。													
(3) 最有効使用の判定	3階建程度の店舗兼事務所地					(4) 対象基準地の個別的原因	ない							
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 71,000 円/m ²												
	収益還元法	収益価格 42,800 円/m ²												
	原価法	積算価格 / 円/m ²												
	開発法	開発法による価格 / 円/m ²												
(6) 市場の特性	同一需給圏は奈良県北中部における商業地域と判定した。当該地域は駅から比較的離れた国道沿いに店舗、事務所等が建ち並ぶ商業地域であり、地域要因に大きな変化は考えにくく、当面現状のまま推移するものと予測する。このような状況にあって、店舗等の事業用不動産の取引は個別性が強いため、中心となる価格帯は見い出せない状況にある。													
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	国道沿いに店舗等が建ち並ぶ商業地域であり、賃貸用の建物も立地するが、未だ土地価格に見合う賃料水準が形成されていないため、収益価格はやや低位に算出された。従ってより市場性を反映した取引事例により求めた比準価格を重視し、収益価格を比較考量のうえ、類似した標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。													
(8) 公示価格とした	① <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input checked="" type="checkbox"/> 標準地番号	桜井 5-3		② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的原因の比較	⑥ 対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7) 内訳 標準化補正	街路	0.0	地域要因	街路	-4.0
	公示価格	64,500 円/m ²	[100]	[100]	[103.0]	[100]	[90.2]	[100]		69,400	交通	0.0	環境	環境
(9) 指定基準地からの検討	① 指定基準地番号	-		② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的原因の比較	⑥ 対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7) 内訳 標準化補正	街路	0.0	地域要因	街路	-4.0
	前年指定基準地の価格	円/m ²	[100]	[100]	[100]	[100]	[100]	[100]		交通	0.0	環境	環境	-6.0
(10) 対象基準地の前年の検討	①-1 対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 新規	前年標準価格 70,900 円/m ²		(3) 価格形成要因の変動状況	[一般的要因]		桜井市の人口は減少傾向を示しており、中和幹線沿い以外の商業地の需要は低迷している。							
	①-2 基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討	-			[地域要因]		直接的な地域要因の変化は見られないが、当該地域の地価は弱含みで推移している。							
	<input type="checkbox"/> 代表標準地 <input checked="" type="checkbox"/> 標準地番号	-			[個別的要因]		個別的原因に変動はない。							
	公示価格	円/m ²	[100]		[100]	[100]	[100]	[100]	[100]	[100]	[100]	[100]	[100]	[100]
② 変動率	年間	-2.0 %	半年間	%										

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日 提出
川西(県) -1 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	千里不動産鑑定事務所								
川西(県) -1		奈良県	奈良県第2分科会	氏名	不動産鑑定士	村上俊二		印					
鑑定評価額		6,470,000 円		1m ² 当たりの価格				65,400 円/m ²					
1 基本的事項													
(1)価格時点		平成30年7月1日		(4)鑑定評価日	平成30年7月6日		(6)路線価	[平成30年1月]路線価又は倍率	51,000 円/m ² 倍				
(2)実地調査日		平成30年7月1日		(5)価格の種類	正常価格			倍率種別					
(3)鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価											
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨													
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	磯城郡川西町大字結崎1318番6					②地積(m ²)	99	()	⑨法令上の規制等			
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	2中專(60,200)高度(15)						
	1:1	住宅W3	小規模建売住宅が多い分譲住宅地域	南4.5m町道	水道下水	結崎1.3km	(その他)(60,180)						
(2)近隣地域	①範囲	東130m、西8m、南30m、北15m		②標準的使用	戸建住宅地								
	③標準的画地の形状等	間口約9.0m、奥行約11.0m、規模		100m ² 程度、		形状	ほぼ正方形						
	④地域的特性	特記	特記	基準方位	北4.5m町道	交通	結崎駅西1.3km	法令	2中專(60,180)高度(15)				
⑤地域要因の将来予測	近隣地域は小規模建売住宅が多い分譲住宅地域であり、特段の地域要因の変化はみられず、当面は現状のまま維持されると思われる。地価はやや弱含みで推移するものと予測される。												
(3)最有效地の判定	低層戸建住宅地					(4)対象基準地の個別的原因	方位				+4.0		
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格		65,400 円/m ²									
	収益還元法	収益価格		/ 円/m ²									
	原価法	積算価格		/ 円/m ²									
	開発法	開発法による価格		/ 円/m ²									
(6)市場の特性	同一需給圏は近鉄橿原線、田原本線等の沿線で、概ね川西町及びその周辺の市町を中心とする住宅地域である。需要者は同町内の居住者が中心で、同一需給圏外からの購入者は少ない。当該地域は小規模建売住宅が多い分譲住宅地域であり、需給関係は比較的安定している。最寄り駅への接近性がやや劣り地価水準は依然としてやや弱含みで推移している。中古住宅の取引が大半で、土地価格のみで600万円から700万円程度が取引の中心である。												
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	近隣地域は小規模建売住宅が多い住宅地で、自己の居住目的の取引が大半で、収益を目的とする賃貸市場が未成熟であるため収益還元法の適用は断念した。一方、比準価格は信頼性の高い多数の事例から求められ補修正も適切で規範性が高い。したがって、居住の快適性を重視する住宅地域であることから、市場性を反映した比準価格を採用し、代表標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記の通り決定した。												
(8)公示価格としめた	① <input checked="" type="checkbox"/> 代表標準地 <input type="checkbox"/> 標準地	標準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳	街路	0.0	地域要因	街路	+1.0
	田原本 -2						65,600		交通	0.0	環境	交通	+2.0
(9)指定基準地からの検討	公示価格		[100]	[100]	[100]	[104.0]		環境	0.0	画地	環境	+21.0	
	81,000 円/m ²		[100]	[101.0]	[127.1]	[100]		行政	0.0	行政	行政	+2.0	
前年指定基準地の価格		[100]	[100]	[100]	[100]		その他	0.0	その他	その他	その他	0.0	
(10)対象基準地の検討	①-1対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 新規				[一般的な要因]		川西町の高齢化率は県の平均より高く、住宅地の需要は弱含みで推移しているが、環境の良い住宅地では下げ止まり傾向が見られる。						
	前年標準価格				65,600 円/m ²		(3)価格形成要因の変動状況		[地域要因]			小規模建売住宅が多い分譲住宅地域であり、地域要因に特段の変化は見られない。地価はやや弱含みで推移している。	
	①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input type="checkbox"/> 標準地								[個別の要因]			個別の要因について特段の変動は認められない。	
	標準地番号				-								
公示価格				円/m ²									
②変動率		年間 -0.3%	半年間 %										

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
川西(県) -2 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	森本直也不動産鑑定士土地家屋調査士事務所				
川西(県) -2		奈良県	奈良県第2	氏名	不動産鑑定士	森本直也	印		
鑑定評価額		16,600,000 円		1m³当たりの価格		32,000 円/m³			
1 基本的事項									
(1)価格時点	平成30年7月1日		(4)鑑定評価日	平成30年7月6日		(6)路線価又は倍率	25,000 円/m³ 倍		
(2)実地調査日	平成30年7月1日		(5)価格の種類	正常価格		倍率種別			
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価								
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨									
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	磯城郡川西町大字結崎170番				②地積(m²)	519 ()	⑨法令上の規制等	
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	2中專(60,200) 高度(15)		
	1:1.5	住宅W2	中規模の農家住宅が多い住宅地域	西3.1m町道、北側道 水道下水	結崎1km		(その他)(60,160)		
(2)近隣地域	①範囲	東75m、西90m、南75m、北50m	②標準的使用	戸建住宅地					
	③標準的画地の形状等	間口 約20.0m、奥行 約25.0m、規模	600 m³程度、形状長方形						
	④地域的特性	特記 事項	街路	基準方位 3.1m町道	交通 結崎駅 西方1km	法令 施設	2中專(60,160) 高度(15) 規制		
⑤地域要因の将来予測	近隣地域は、中規模の農家住宅が多い住宅地域であり、地域要因を変化させるような大きな要因は見られず、当面は現状のまま推移するものと予測される。尚、地価水準はやや弱含みで推移するものと考えられる。								
(3)最有効使用の判定	低層農家住宅地				(4)対象基準地の個別的要因	方位角地	+1.0 0.0		
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 32,200 円/m³							
	収益還元法	収益価格 / 円/m³							
	原価法	積算価格 / 円/m³							
	開発法	開発法による価格 / 円/m³							
(6)市場の特性	同一需給圏は、近鉄橿原線沿線で、川西町、田原本町及び三宅町と判定した。需要者の中心は、地縁、血縁のある居住者が大半で、同一需給圏外からの転入は、ほぼない。不動産の取引が少なく、取引にあたっては地縁的な選好性が働き、また、画地の規模にはらつきがあるため、需要の中心となる価格帯は見出せない状態にある。								
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	当該地域は、中規模の農家住宅が多い住宅地域で、収益物件は皆無であり、賃貸需要が認められないため収益還元法の適用は断念した。比準価格は多数の取引事例の中から適切に選択された規範性の高い事例から求められており信頼性が高い。したがって、自己の居住目的の取引がほとんどで、居住の快適性を重視する住宅地域であることから、市場性を反映した比準価格を採用し、類似する公示標準地との検討を踏まえ鑑定評価額を上記の通り決定した。								
(8)公示標準価格	①□代表標準地 ■標準地 標準地番号 三宅 -3	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m³)	(7)内訳	街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 画地 行政 その他
	公示価格 43,600 円/m³	[99.8] 100 [104.0] 100 [132.7] 100	[100] 100 [101.0] 100	[100] 100 [101.0] 100	[100] 100 [101.0] 100	31,800		0.0 0.0 0.0 +4.0 0.0 0.0	0.0 -1.0 +34.0 0.0 0.0 0.0
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m³)	(7)内訳	街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 画地 行政 その他
	前年指定基準地の価格 円/m³	[] 100	[100] []	[100] []	[100] []			0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
(10)対年らの標準基準地価格等の前	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 32,200円/m³			③価格形成要因の変動状況	[一般的要因]	川西町の高齢化率は県の平均より高く、住宅地の需要は弱含みで推移しているが、環境の良い住宅地では下げ止まり傾向が見られる。			
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号 公示価格 円/m³			[地域要因]	中規模の農家住宅が多い住宅地域であり、地域要因に特段の変化は見られない。地価は依然として弱含みである。				
	②変動率	年間 -0.6%	半年間 %	[個別的要因]	個別的要因について特段の変動は認められない。				

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日 提出
川西（県） -3 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	森本直也不動産鑑定士土地家屋調査士事務所					
川西（県） -3		奈良県	奈良県第2	氏名	不動産鑑定士	森本直也	印			
鑑定評価額		12,300,000円		1m ² 当たりの価格	23,700円/m ²					
1 基本的事項										
(1)価格時点	平成30年7月1日		(4)鑑定評価日	平成30年7月6日		(6)路線価	円/m ²			
(2)実地調査日	平成30年7月1日		(5)価格の種類	正常価格		路線価又は倍率	1.2倍			
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価									
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨										
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	磯城郡川西町大字吐田306番1				②地積(m ²)	519()			
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	「調区」(70,400)			
	1:1.5	住宅S2	周囲に農地が多い在来の農家集落地域	北7.1m町道	水道下水	結崎2.7km	(その他)			
(2)近隣地域	①範囲	東120m、西100m、南30m、北45m	②標準的使用	農家住宅地						
	③標準的画地の形状等	間口約19.5m、奥行約25.5m、規模	500m程度、形状長方形							
	④地域的特性	特記:特にない	街:7.1m町道	交通:結崎駅西方2.7km	法令:	「調区」(70,400)				
⑤地域要因の将来予測	近隣地域は、周囲に農地が多い在来の農家集落地域であり、今後も大きな地域要因の変化は考えられず、現状のまま推移するものと予測される。地価水準はやや弱含みで推移するものと考えられる。									
(3)最有效地の判定	農家住宅地				(4)対象基準地の個別的原因	ない				
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格		23,700円/m ²	(7)内訳	標準化補正	街路0.0 交通0.0 環境0.0 画地0.0 行政0.0 その他0.0			
	収益還元法	収益価格		/円/m ²						
	原価法	積算価格		/円/m ²						
	開発法	開発法による価格		/円/m ²						
(6)市場の特性	同一需給圏は、近鉄橋原線沿線で、川西町、田原本町及び三宅町と判定した。需要者の中心は、地縁、血縁のある居住者が大半で、同一需給圏外からの転入は、ほぼない。不動産の取引が少なく、取引にあたっては地縁的な適好性が働き、また、画地の規模にばらつきがあるため、需要の中心となる価格帯は見出せない状態にある。									
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	近隣地域及びその周辺は農地が多い農家集落地域で、自己の居住目的の取引がほとんどであり、収益物件は、ほぼ皆無のため収益還元法の適用は断念した。一方、比準価格は多数の取引事例の中から適切に選択された規範性の高い事例から求められており信頼性が高い。したがって、居住の適適性を重視する住宅地であることから、市場性を反映した比準価格を探用し、類似する公示標準地との検討を踏まえ鑑定評価額を上記の通り決定した。									
(8)公示標準価格とした	①□代表標準地 ■標準地 標準地番号 天理 -16	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	街路0.0 交通0.0 環境0.0 画地0.0 行政0.0 その他0.0	街路-4.0 交通-3.0 環境+7.0 行政0.0 その他0.0
	公示価格 23,700円/m ²	[99.6] 100 [100]	100 [100] [99.6] 100	100 [100] [99.6] 100	[100] [100] [100]	23,700			街路0.0 交通0.0 環境0.0 画地0.0 行政0.0 その他0.0	
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 行政 その他
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[] 100	100 []	100 []	[] 100				街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 行政 その他
(10)対年らの検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 23,900円/m ²	(3)価格形成要因の変動状況	[一般的要因]		川西町の高齢化率は県の平均より高く、住宅地の需要は弱含みで推移しているが、環境の良い住宅地では下げ止まり傾向が見られる。					
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 ■標準地 標準地番号 -		[地域要因]		周囲に農地が多い在来の農家集落地域であり、地域要因に特段の変化は見られないが、地価は依然として弱含みである。					
	公示価格 円/m ²		[個別的原因]		個別的原因について特段の変動は認められない。					
	②変動率 年間 -0.8% 半年間 %									

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日 提出
三宅(県) -1 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	有限会社若草不動産鑑定								
三宅(県)	-1	奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	梅本 剛	印						
鑑定評価額		8,900,000 円		1m当たりの価格		34,500 円/m ²							
1 基本的事項													
(1) 価格時点	平成30年7月1日		(4) 鑑定評価日	平成30年7月5日		(6) 路線価	円/m ²						
(2) 実地調査日	平成30年7月1日		(5) 価格の種類	正常価格		路線価又は倍率	1.2倍						
(3) 鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価												
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨													
(1) 基準地	①所在及び地番並びに 「住居表示」等 磯城郡三宅町大字伴堂629番1					②地積 (m ²)	258	⑨法令上の規制等					
	③形状 1:1.5	④敷地の利用の現況 住宅W2	⑤周辺の土地の利用の 状況 一般住宅の中に農家 住宅が見られる住宅 地域	⑥接面道路の状況 東4.1m町道	⑦供給 処理施 設状況 水道 下水	⑧主要な交通施設との 接近の状況 黒田 500m	1住居 (60,200) 高度(15)						
(2) 近隣地域	①範囲 間口 約 13.0 m、奥行 約 20.0 m、	②標準的使用 規模 260 m程度、	③標準的画地の形状等 間口 約 13.0 m、奥行 約 20.0 m、	④地域的特性 特記 事項	⑤主要な交通施設との 接近の状況 黒田駅 北西方 500m	⑥主要な交通施設との 接近の状況 黒田駅 北西方 500m	⑨法令上の規制等 1住居(60,164) 高度(15)						
	⑤地域要因の 将来予測 旧来からの既存集落地域であり、地域要因を変化させるような大きな要因は見られず、当面は現状程度で推移するものと 予測される。												
(3) 最有効使用の判定	2階建戸建住宅地				(4) 対象基準地の 個別的原因	方位	+2.0						
(5) 鑑定評価の手法 の適用	取引事例比較法	比準価格 34,500 円/m ²											
	収益還元法	収益価格 / 円/m ²											
	原価法	積算価格 / 円/m ²											
	開発法	開発法による価格 / 円/m ²											
(6) 市場の特性	同一需給圏は、同町を中心に、川西町及び田原本町を含む、近鉄橿原線沿線の住宅地域の圏域。需要者は当町内の居住者または地縁関係のあるものが中心であり、圏外からの転入はほぼ皆無である。当該地域は旧来の集落地域であり、地域要因に大きな変動は見られない。最寄駅からやや距離もあり、需給は低調である。需要の中心となる価格帯は、土地100万円程度。新築戸建物件は、2500～3000万円程度が中心である。												
(7) 評価額の調整 ・検証及び鑑定 評価額の決定の 理由	周辺地域では、一部収益物件も見受けられるが、戸建住宅が主の旧来の集落地域であり、一般的には自己使用目的の取引がほとんどで、賃貸市場は未成熟である。したがって、収益価格は試算せず、市場の実態を反映した比準価格を採用し、規範性のある標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記の通りと決定した。												
(8) 公示価格 とし た	① [] 代表標準地 標準地番号 天理 -11	■ 標準地	②時点 修正	③標準化 補正	④地域要 因の比 較	⑤個別的原因 の比較	⑥対象基準地 の規準価格 (円/m ²)	⑦内訳	街路 交通 環境 画地 行政	0.0 0.0 0.0 +2.0 0.0	地域要因	街路 交通 環境 行政 その他	-3.0 -1.0 +20.0 0.0 0.0
	公示価格 39,800 円/m ²		[99.8]	100	[100]	[102.0]	34,500						
				[102.0]	[115.2]	100							
(9) 指定基準地 からの検討	① 指定基準地番号 -	②時点 修正	③標準化 補正	④地域要 因の比 較	⑤個別的原因 の比較	⑥対象基準地 の比準価格 (円/m ²)	⑦内訳	街路 交通 環境 画地 行政	地域要因	街路 交通 環境 画地 行政	街路 交通 環境 行政 その他	-3.0 -1.0 +20.0 0.0 0.0	
	前年指定基準地の価格 円/m ²		[]	100	[]	[]							
						100							
(10) 対象地の前 年の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 新規				[一般的要因]	人口は県全体と同じく微減傾向。高齢化率は、県全体と比較して高い。需要は低く、全体的に価格はなお下落傾向である。							
	前年標準価格 35,000 円/m ²												
	①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討					③ 価格形成要 因の 状況	[地域要因]	旧来の住宅地域であり、特段の地域要因の変動は認められない。需給は低調に推移。					
	代表標準地 標準地												
	標準地番号												
	公示価格 円/m ²												
	②変動率 年間 -1.4%	半年間	%										

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
三宅（県）-2宅地-1印

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	有限会社若草不動産鑑定				
三宅（県）	-2	奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	梅本 剛	印		
鑑定評価額		10,600,000円		1m ² 当たりの価格		52,200円/m ²			
1 基本的事項									
(1)価格時点	平成30年7月1日		(4)鑑定評価日		平成30年7月5日		(6)路線価	42,000円/m ² 倍	
(2)実地調査日	平成30年7月1日		(5)価格の種類		正常価格		路線価又は倍率	倍率種別	
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価								
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨									
(1)基準地	①所在及び地番並びに 「住居表示」等 磯城郡三宅町大字石見228番37					②地積 (m ²)	204	⑨法令上の規制等	
	③形状 1:1	④敷地の利用の現況 住宅W2	⑤周辺の土地の利用の状況 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	⑥接面道路の状況 西3.7m町道	⑦供給処理施設状況 水道ガス下水	⑧主要な交通施設との接近の状況 石見1.1km		1住居 (60,200) 高度(15) (その他) (60,160)	
(2)近隣地域	①範囲 東20m、西60m、南30m、北50m	②標準的使用 戸建住宅地							
	③標準的画地の形状等 間口約14.0m、奥行約15.0m、規模 200m程度、形状 ほぼ長方形	④地域的特性 特記 特にない	街基準方位 3.7m町道	北	交通 石見駅 南東方1.1km	法令 規制	1住居 (60,160) 高度(15)		
(3)最有効使用の判定	戸建住宅地として熟成しており、地域要因を変化させるような大きな要因は見られず、当面は現状程度で推移するものと予測される。					(4)対象基準地の個別的要因	方位	+1.0	
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 52,200円/m ²							
	収益還元法	収益価格	/	円/m ²					
	原価法	積算価格	/	円/m ²					
	開発法	開発法による価格	/	円/m ²					
(6)市場の特性	同一需給圏は、同町を中心に、川西町及び田原本町を含む、近鉄橿原線沿線の住宅地域の圏域。需要者は当町内の居住者または地縁関係のあるものが中心であるが、一部圏外からの転入も見られる。当該地域は既成の住宅地域であり、地域要因に大きな変動は見られない。最寄駅から距離があり、需要は弱含みである。需要の中心となる価格帯は、土地1000万円程度、新築戸建物件は、2500～3000万円程度が中心である。								
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	周辺地域には、一部アパート等の収益物件も見受けられるが、戸建住宅が主の地域であり、一般的には自己使用目的の取引がほとんどで、賃貸市場が未成熟である。したがって、収益価格は試算せず、市場の実態を反映した比準価格を採用し、代表標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記の通りと決定した。								
(8)公示価格としめたる標準地番号	①■代表標準地 標準地番号 田原本 -2	②時点修正 田原本 -2	③標準化補正 100	④地域要因の比較 100	⑤個別的要因の比較 100	⑥対象基準地の規準価格 (円/m ²) 52,500	(7)内訳 標準化補正 街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 0.0	地域要因 +3.0
	公示価格 81,000円/m ²	[100]	[100]	[101.0]	[154.3]	[100]		0.0	街路 交通 環境 画地 行政 その他
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号 -	②時点修正 -	③標準化補正 100	④地域要因の比較 100	⑤個別的要因の比較 100	⑥対象基準地の比準価格 (円/m ²) 52,500	(7)内訳 標準化補正 街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 0.0	地域要因 +2.0
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[]	[]	[]	[]	[]		0.0	街路 交通 環境 画地 行政 その他
(10)対象地の年々の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 新規	[一般的要因]		人口は県全体と同じく微減傾向。高齢化率は、県全体と比較して高い。需要は低く、全体的に価格はなお下落傾向である。					
	前年標準価格 53,500円/m ²	③価格形成要因の変動状況 [地域要因]	比較的区画の整った住宅地であるが、道路幅員が狭く、最寄駅までやや距離もあるため、新規開発分譲地に比較して需要は劣る。						
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 ■代表標準地 標準地 標準地番号 公示価格 円/m ²	[個別的要因]	個別的要因に変動はない。						
②変動率 年間 -2.4% 半年間 %									

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
三宅（県）-3 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	千里不動産鑑定事務所								
三宅（県）	-3	奈良県	奈良県第2分科会	氏名	不動産鑑定士	村上俊二	印						
鑑定評価額		6,160,000 円			1 m ² 当たりの価格		18,500 円/m ²						
1 基本的事項													
(1)価格時点	平成30年7月1日		(4)鑑定評価日		平成30年7月6日		(6)路線価	[平成30年1月]路線価又は倍率	円/m ²				
(2)実地調査日	平成30年7月1日		(5)価格の種類		正常価格			1.2倍					
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価												
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨													
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	磯城郡三宅町大字小柳406番外					②地積(m ²)	333 ()	⑨法令上の規制等				
近隣地域	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	「調区」(70,400)						
	1:3	住宅W2	農家住宅が建ち並ぶ古くからの住宅地域	南西2.4m町道	水道下水	但馬1.8km	(その他)(70,240)						
(2)近隣地域	①範囲	東80m、西50m、南30m、北50m	②標準的使用	農家住宅地									
	③標準的画地の形状等	間口約10.0m、奥行約35.0m、規模	350 m ² 程度、形状長方形										
	④地域的特性	特記特にない	街2.4m町道	交通但馬駅北西1.8km	法令	「調区」(70,240)							
	事項	路	施設	規制									
(5)地域要因の将来予測	近隣地域は農家住宅が建ち並ぶ古くからの住宅地域であり、今後も大きな地域要因の変化は考えられず、当面は現状のまま維持されると思われる。地価は弱含みで推移するものと予測される。												
(3)最有効使用の判定	低層農家住宅地					(4)対象基準地の個別的原因	ない						
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	18,500 円/m ²										
	収益還元法	収益価格	/ 円/m ²										
	原価法	積算価格	/ 円/m ²										
	開発法	開発法による価格	/ 円/m ²										
(6)市場の特性	同一需給圏は、近鉄田原本線、橿原線、天理線及びJR関西本線等の各沿線で、概ね三宅町及びその周辺の市町を中心とする農村住宅地域であるが、用途に着目すればその範囲は奈良県中南部に広がると考えられる。需要者は地元の居住者が大半で同一需給圏外からの転入は少ない。近隣地或周辺の街路条件が劣っており、最寄駅の性格も弱いため、需要は低調で過疎化が顕著である。取引が少なく画地の規模にばらつきがあるため、中心となる価格帯は見出しがにくい。												
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	近隣地域及びその周辺は農家住宅が建ち並ぶ住宅地域で、自己の居住目的の取引がほとんどで、収益物件はほぼ皆無で賃貸需要が認められないため収益還元法の適用は断念した。一方、比準価格は多数の取引事例の中から選択された規範性の高い事例から求められており信頼性が高い。したがって、居住の快適性を重視する住宅地域であることから、市場性を反映した比準価格を採用し、指定基準地との検討を踏まえ鑑定評価額を上記の通り決定した。												
(8)公示価格としめた	①□代表標準地 □標準地 標準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	街路交通環境画地行政その他	地域要因	街路交通環境行政その他		
	-												
	公示価格	[]	100	[]	100	[]							
	円/m ²	100	[]	[]	100	[]							
(9)指定からの基準地の検討	①指定基準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	街路交通環境画地行政その他	地域要因	街路交通環境行政その他		
	大和郡山（県）-8												
	前年指定基準地の価格	[99.1]	100	[100]	[100]	[100]							
	33,300 円/m ²	100	[100]	[178.0]	100	18,500							
(10)対象基準地の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規	[一般的の要因]			三宅町の高齢化率は県の平均より高く、人口の減少が続いている。住宅地の需要は減退している。地価はやや弱含みで推移している。								
	前年標準価格	18,900 円/m ²			(3)価格形成要因の状況	[地域要因]	農家住宅が建ち並ぶ古くからの住宅地域であり、地域要因に特段の変化は見られないが、地価は依然として弱含みである。						
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討					[個別的原因]	個別的原因について特段の変動は認められない。						
	□代表標準地 □標準地												
	標準地番号	-											
	公示価格	円/m ²											
	②変動率	年間 -2.1%	半年間 %										

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
田原本（県）-1宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	藤井不動産鑑定						
田原本（県）	-1	奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	藤井 敬裕	印				
鑑定評価額		14,300,000円		1m ² 当たりの価格	81,000円/m ²						
1 基本的事項											
(1)価格時点	平成30年7月1日		(4)鑑定評価日		平成30年7月6日		(6)路線価	[平成30年1月]路線価又は倍率	64,000円/m ²		
(2)実地調査日	平成30年6月29日		(5)価格の種類		正常価格			倍率種別	倍		
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨											
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	磯城郡田原本町大字八尾577番7					②地積(m ²)	176()	⑨法令上の規制等		
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1中專(60,200) (その他)高度(10m)				
	1:1.2	住宅W2	中小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	西7.8m町道	水道下水	田原本1km					
(2)近隣地域	①範囲	東0m、西30m、南10m、北80m		②標準的使用	戸建住宅地						
	③標準的画地の形状等	間口約12.0m、奥行約15.0m、	規模	180m ² 程度、		形状	長方形				
	④地域的特性	特記	特にない	街路	基準方位北、7.8m町道	交通	田原本駅北東方1km	法令	1中專(60,200) 高度(10m)		
	⑤地域要因の将来予測	近隣地域は、中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域として熟成している。地域要因に影響を及ぼす事象は観測されていないので、当面現状のまま推移するものと推定する。									
(3)最有效地の判定	2階建程度の戸建住宅地					(4)対象基準地の個別的原因	方位			+1.0	
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格		81,000円/m ²							
	収益還元法	収益価格		/円/m ²							
	原価法	積算価格		/円/m ²							
	開発法	開発法による価格		/円/m ²							
(6)市場の特性	同一需給圏は田原本町及び周辺市町を走行する近鉄・JR各線沿線に形成された住宅地域の圏域である。需要者は田原本町内の居住者が中心であるが町外からの転入もある。閑静な住環境を維持しており、最寄駅へ徒歩圏内にあることから需給バランスは概ね均衡している。こうしたことから地価は横ばい傾向で推移している。具体的には180m ² 程度の標準的な土地で1400万円から1500万円程度、中古戸建でも左記と概ね同程度での取引が主流である。										
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	比準価格は同一需給圏内の類似地域において多数の信頼性のある取引事例を収集して試算したものであり、現下の市況を忠実に反映し、信頼性が高い。一方、基準地の存する地域が自用目的の戸建住宅を中心とする地域であることから、規範性ある賃貸事例を収集することができず、本件では収益還元法の適用を見送っている。以上の検討を踏まえ本件においては比準価格を採用し、周辺標準地等の価格との均衡にも留意して、鑑定評価額を上記のとおり決定した。										
(8)公示価格とした	①□代表標準地	□標準地	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	街路交通環境画地行政その他	街路交通環境画地行政その他
	標準地番号	-									
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号	-	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	街路交通環境画地行政その他	街路交通環境画地行政その他
	前年指定基準地の価格	円/m ²	[100]	[100]	[100]	[100]					
(10)対象標準価格等の年間の検討	①-1対象基準地の検討	■継続 □新規		[一般的要因]		人口減少、高齢化率上昇傾向が長期間継続している。不動産市場は地域により差はあるが全般的には弱含みで推移している。					
	前年標準価格	81,000円/m ²		(3)価格形成要因の変動状況	[地域要因]		一般住宅を主とする住宅地域である。地域要因に影響を及ぼす事象は観測されておらず当面は現状で推移するものと思われる。				
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討	■代表標準地 □標準地			[個別的要因]		個別的要因に変動はない。				
	標準地番号	田原本 - 2									
公示価格	81,000円/m ²										
②変動率	年間	0.0%	半年間	0.0%							

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
田原本（県）-2宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	藤井不動産鑑定						
田原本（県）	-2	奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	藤井 敬裕	印				
鑑定評価額		13,000,000円			1m ² 当たりの価格	68,500円/m ²					
1 基本的事項											
(1)価格時点	平成30年7月1日		(4)鑑定評価日		平成30年7月6日		(6)路線価	【平成30年1月】 路線価又は倍率		55,000円/m ² 倍	
(2)実地調査日	平成30年6月29日		(5)価格の種類		正常価格			倍率種別			
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨											
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	破城郡田原本町大字千代100番63					②地積(m ²)	190	⑨法令上の規制等		
(2)近隣地域	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1中専(60,200) (その他)高度(15m)				
	1:1	住宅W2	区画整然とした中規模団地内の住宅地域	北6.3m町道	水道ガス下水	笠縫960m					
(3)最有效使用の判定	東160m、西220m、南50m、北50m					②標準的使用	戸建住宅地				
(5)鑑定評価の手法の適用	③標準的画地の形状等	間口約14.0m、奥行約14.0m、規模			200m程度、形状正方形						
	④地域的特性	特記	なし	街基準方位北、6.3m町道	交通	笠縫駅南東方960m	法令	1中専(60,200) 高度(15m)			
	事項			路	施設		規制				
	⑤地域要因の将来予測	近隣地域は、中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域として熟成している。地域要因に影響を及ぼす事象は観測されていないので、当面現状のまま推移するものと推定する。									
(6)市場の特性	同一需給圏は田原本町及び周辺市町を走行する近鉄・JR各線沿線に形成された住宅地域の圏域である。需要者は田原本町内の居住者が中心であり、町外からの転入は少ない。閑静な住環境を維持しているものの需要が旺盛とは言い難い。地城住民の高齢化や人口減少等の要因もあり、地価は長期間下落基調で推移している。具体的には190m程度の標準的な土地で1300万円程度、中古戸建は建物のグレードにより区々であり相場の把握は困難である。										
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	比準価格は同一需給圏内の類似地域において多数の信頼性のある取引事例を収集して試算したものであり、現下の市況を忠実に反映し、信頼性が高い。一方、基準地の存する地域が自用目的の戸建住宅を中心とする地域であることから、規範性ある賃貸事例を収集することができず、本件では収益還元法の適用を見送っている。以上の検討を踏まえ本件においては比準価格を採用し、代表標準地との均衡にも留意して、鑑定評価額を上記のとおり決定した。										
(8)公示価格とし	①■代表標準地□標準地 標準地番号 田原本 -2	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域要因 +3.0 +14.0 +1.0 0.0 0.0
	公示価格 81,000円/m ²	[100] 100	[100] [101.0]	[100] [117.4]	[100] 100	68,300					その他0.0
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域要因 街路 交通 環境 行政 その他
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[100]	[100] [100]	[100] [100]	[100]						
(10)対象の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続□新規 前年標準価格 69,000円/m ²	③価格変動形成要因の状況	【一般的要因】 人口減少、高齢化率上昇傾向が長期間継続している。不動産市場は地域により差はあるが全般的には弱含みで推移している。								
らの基準地の前	①-2基準地が共通地點（代表標準地等と同一地點）である場合の検討 □代表標準地□標準地 標準地番号 公示価格 円/m ²	【地域要因】	一般住宅を主とする住宅地域である。地域要因に影響を及ぼす事象は観測されておらず当面は現状で推移するものと思われる。								
	②変動率 年間-0.7% 半年間%	【個別的要因】	北道路で日照・通風等居住の快適性は、良好とは言えないが、選好性・競争力等に特段の変動はない。								

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
田原本（県）-3宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	大和不動産鑑定株式会社 奈良支社							
田原本（県）	-3	奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士 吉田謙一							
印												
鑑定評価額		9,670,000円	1m³当たりの価格				72,200円/m³					
1 基本的事項												
(1)価格時点	平成30年7月1日	(4)鑑定評価日	平成30年7月6日	(6)路線価	【平成30年1月】 路線価又は倍率	58,000円/m³						
(2)実地調査日	平成30年7月3日	(5)価格の種類	正常価格		倍率種別		倍					
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価											
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨												
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	磯城郡田原本町大字八尾402番58				②地積(m²)	134()	⑨法令上の規制等				
近隣地域	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1低専(50,80) (その他)					
	1:1.5	住宅LS2	一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域	北4.6m町道	水道ガス下水	石見1.1km						
(2)	①範囲	東30m、西50m、南20m、北40m	②標準的使用	低層戸建住宅地								
近隣地域	③標準的画地の形状等	間口約9.0m、奥行約15.0m、規模	130m²程度、形状長方形									
	④地域的特性	特記特にない。 事項	街路基準方位北4.6m町道	交通石見駅南方1.1km	法令規制	1低専(50,80)						
	⑤地域要因の将来予測	当該地域は、一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域であり、現在のところ地域要因の大幅な変化はなく、今後とも現状のまま推移するものと予測する。										
(3)	最有効使用の判定 戸建住宅地			(4)対象基準地の個別的原因	方位			0.0				
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	72,200円/m³									
	収益還元法	収益価格	/円/m³									
	原価法	積算価格	/円/m³									
	開発法	開発法による価格	/円/m³									
(6)	市場の特性		同一需給圏は磯城郡田原本町及び周辺市町の住宅地域である。主たる需要者は田原本町及び周辺市町内の居住者であり、当該圏域外からの転入者は少ない。戸建住宅を主とした住宅地域であるが、土地の需給動向は弱含みである。対象地の存する地域では、土地は1,000万円前後の取引が需要の中心となっている。									
(7)	試算価格の調整 ・検証及び鑑定評価額の決定の理由	一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域であり、収益物件はほとんど見受けられず、賃貸需要は認められないことから収益還元法の適用は断念した。居住の快適性を重視する住宅地域に存するため、自用目的での取引が中心であり、実際の取引価格を指標に取引価格が決定されることが一般的であると認められることから、規範性を有する比準価格を採用し、代表標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。										
(8) 公示価格とした	①■代表標準地 □標準地 標準地番号 田原本 -2	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m³)	⑦内訳 標準化補正	街路0.0 交通0.0 環境0.0 画地+1.0 行政0.0 その他0.0	地域要因 街路+1.0 交通+2.0 環境+4.0 行政+4.0 その他0.0			
	公示価格 81,000円/m³	[100] [100]	[100] [101.0]	[100] [111.4]	[100] [100]	72,000						
(9) 指定基準地からの検討	①指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m³)	⑦内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域要因 街路 交通 環境 行政 その他			
	前年指定基準地の価格 円/m³	[] 100	[] []	[] []	[] 100							
(10) 対象標準価格等の前年の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 73,500円/m³	③価格形成要因の変動状況	[一般的要因]		田原本町の人口は微減傾向を示しており、利便性に劣る地域の不動産の需給動向は弱含みである。							
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号 公示価格 -		[地域要因]		地域要因に特段の変化は見られず、不動産市場は停滞気味で地価は弱含みである。							
	②変動率 年間 -1.8% 半年間 %		[個別的要因]		個別的要因に変動はない。							

鑑定評価書(平成30年地価調査)

平成30年7月10日 提出
田原本(県) -4 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	大和不動産鑑定株式会社 奈良支社					
田原本(県) -4		奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士 吉田謙一	印				
鑑定評価額		22,500,000 円		1m³当たりの価格	49,800 円/m³					
1 基本的事項										
(1) 価格時点		平成30年7月1日		(4) 鑑定評価日	平成30年7月6日		(6) 路線価 〔平成30年1月〕 路線価又は倍率 倍率種別	円/m³ 1.1倍		
(2) 実地調査日		平成30年7月3日		(5) 価格の種類	正常価格					
(3) 鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価								
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨										
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等		磯城郡田原本町大字大安寺111番3外				②地積(m²)	452 ()	⑨法令上の規制等	
	③形状		④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	「調区」(70,400)		(その他)
	1:1.2		住宅 W1	事業所、店舗も見られる農家住宅の多い地域	北7m県道	水道下水	田原本 1.2km			
(2) 近隣地域	①範囲	東 50m、西 160m、南 30m、北 30m		②標準的使用	戸建住宅地					
	③標準的画地の形状等	間口 約 20.0m、奥行 約 23.0m、規模		450 m³程度、形状 長方形					(4) 対象基準地の個別的原因	
	④地域的特性	特記	特にない。	街路	7m県道	交通	田原本駅 東方 1.2km	法令		「調区」(70,400)
	⑤地域要因の将来予測	当該地域は、事務所、店舗も見られる農家住宅の多い地域であり、対象地域の地域要因を変貌させるほどの要因は特に存せず、対象地域はほぼ現況のまま推移していくものと考察した。								規制
(3) 最有効使用の判定	戸建住宅地							ない		
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 49,800 円/m³							(4) 対象基準地の個別的原因	
	収益還元法	収益価格 / 円/m³								
	原価法	積算価格 / 円/m³								
	開発法	開発法による価格 / 円/m³								
(6) 市場の特性	同一需給圏は、奈良県北中部における農家住宅を中心とする住宅地域である。需要者の中心は磯城郡田原本町における居住者が大半である。大規模開発等は見られず、需給に影響を与える大きな変動はない。地価は下落傾向で弱含みで推移している。取引自体が少なく、需要の中心となる価格帯は見出し難い。									
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	事務所等も散見されるなか農家住宅の多い地域であり、収益物件はほとんど見受けられず、賃貸需要は認められないことから収益還元法の適用は断念した。居住の快適性を重視する住宅地域に存するため、自用目的での取引が中心であり、実際の取引価格を指標に取引価格が決定されることが一般的であると認められることから、規範性を有する比準価格を採用し、類似した標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。									
(8) 公示価格としめた	① <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input checked="" type="checkbox"/> 標準地 標準地番号 田原本 -6	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的原因の比較	⑥ 対象基準地の規準価格(円/m³)	(7) 内訳 標準化補正	街路 0.0	地域要因	街路 -2.0
	公示価格 40,800 円/m³	[99.6] 100	[100] [100]	[100] [82.1]	[100] 100	49,500		交通 0.0	環境 0.0	行政 0.0
(9) 指定基準地からの検討	① 指定基準地番号 -	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的原因の比較	⑥ 対象基準地の比準価格(円/m³)	(7) 内訳 標準化補正	街路 0.0	地域要因	街路 0.0
	前年指定基準地の価格 円/m³	[] 100	[100] []	[100] []	[100] 100			交通 0.0	環境 0.0	行政 0.0
(10) 対象年標準価格等の検討	①-1 対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 50,200 円/m³	③ 価格形成要因の変動状況	[一般的要因]		田原本町の人口は微減傾向を示しており、利便性に劣る地域の不動産の需給動向は弱含みである。					
	①-2 基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input checked="" type="checkbox"/> 標準地 標準地番号 公示価格 -	[地域要因]			地域要因に特段の変化は見られず、不動産市場は停滞気味で地価は弱含みである。					
		[個別的原因]			個別的原因に変動はない。					
	② 変動率 年間 -0.8% 半年間 %									

鑑定評価書（平成 30 年地価調査）

平成 30年 7月 10日 提出

田原本（累） 3-1 宅地見込地-1

別記様式第7

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	藤井不動産鑑定	
田原本（県）	3-1	奈良県	奈良第2分科会	氏名 不動産鑑定士 藤井 敬裕	印

鑑定評価額 15,900,000 円 1m²当たりの価格 19,400 円/m²

1 基本的事項

(1)価格時点	平成 30年 7月 1日	(4)鑑定評価日	平成 30年 7月 6日	(6)路線価	[平成 30年 1月]路線価又は倍率	円/m ²
(2)実地調査日	平成 30年 6月 29日	(5)価格の種類	正常価格		倍率種別	倍
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
田原本（県）5-1 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	昭和コンサルタント株式会社			
田原本（県）	5-1	奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	小野 匡弘		
印								
鑑定評価額		20,900,000 円		1 m当たりの価格		72,500 円/m ²		
1 基本的事項								
(1) 価格時点	平成30年7月1日		(4) 鑑定評価日	平成30年7月6日		(6) [平成30年1月] 路線価又は倍率		
(2) 実地調査日	平成30年6月25日		(5) 価格の種類	正常価格		54,000 円/m ² 倍		
(3) 鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価							
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨								
(1) 基準地	①所在及び地番並びに 「住居表示」等 磐城郡田原本町642番2外					②地積 (m ²) 288 ()	⑨法令上の規制等	
	③形状 1:1.5	④敷地の利用の現況 店舗兼住宅 W2	⑤周辺の土地の利用の状況 店舗兼住宅に一般住宅も混在する古くからの商業地域	⑥接面道路の状況 東4.4m町道	⑦供給処理施設状況 水道下水	⑧主要な交通施設との接近の状況 田原本390m	商業(80,400) 準防、高度(31) (その他)(80,264)	
(2) 近隣地域	①範囲 東 60m、西 100m、南 100m、北 80m	②標準的使用	間口 約 15.0 m、奥行 約 20.0 m、		規模 300 m程度、	形状 長方形		
	③標準的画地の形状等 特記 特にない		4.4m町道 街	交通 田原本駅 北東方 390m	施設	法令 商業(80,264) 準防 高度(31)		
	④地域的特性 事項	路						
	⑤地域要因の将来予測	店舗兼住宅に一般住宅も混在する旧来の商業地域であり、今後は店舗が減少し、住宅が主体に移行するものと予測する。地価水準は概ね底を打ったものと判断され、当面は横這い状態で推移するものと考える。						
(3) 最有効使用の判定	2階建程度の店舗兼共同住宅地				(4) 対象基準地の個別的原因	ない		
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	74,700 円/m ²					
	収益還元法	収益価格	59,800 円/m ²					
	原価法	積算価格	/ 円/m ²					
	開発法	開発法による価格	/ 円/m ²					
(6) 市場の特性	同一需給圏は田原本町を中心に、権原市、大和郡山市、桜井市等の比較的駅に近い古くからの商業地域である。需要者としては田原本町に地盤性を持つ個人及び事業者が中心である。近年は店舗が減少し、一般住宅に建て替えられたりしており、商業地域から住商混在地域に移行しつつある。自用の不動産が多く、閉店された店舗や駐車場も見られ、需給ともに弱含み傾向にあり、価格水準の把握は困難な状況である。							
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	近隣地域は自用の一般住宅、店舗併用住宅を中心に賃貸共同住宅も見られる混在地域であるが、数年前の景気低迷の影響による賃料水準の低下等が解消しておらず、収益採算性が成立しにくい状況にあり、自用目的での取引が中心となっている。したがって、信頼性の高い取引事例から試算された比準価格を重視し、収益価格をも若干斟酌して、代表標準地との秤量的な検討を踏まえて、鑑定評価額を上記の通りと決定した。							
(8) 公示価格とした規格	① ■代表標準地 標準地番号 大和郡山 5-4	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円/m ²) 72,500	街路交通環境画地行政その他	0.0 地域要因 +8.0 0.0 交通 -2.0 0.0 環境 +54.0 0.0 行政 +5.0 0.0 その他 0.0
	公示価格 124,000 円/m ²	[100] 100 [100] [171.1] 100						
(9) 指定基準地からの検討	① 指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格 (円/m ²)	街路交通環境画地行政その他	地域要因 街路交通環境行政その他
	前年指定基準地の価格 円/m ² 100	[] 100 [] [] 100						
(10) 対象基準地の前年の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 新規 前年標準価格 72,500 円/m ²	③価格形成要因の変動状況	[一般的要因]		景気は回復基調が持続し、商業地、工業地の需要も、企業収益の改善やインバウンド等により、回復傾向が認められる。			
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 代表標準地 標準地番号 公示価格 - 円/m ²	[地域要因]			衰退傾向が続く旧来の商店街であるが、最寄駅から近く、住宅地としての需要も見込めるため、地価は横這い傾向にある。			
	②変動率 年間 0.0% 半年間 %	[個別の要因]			個別の要因に変動は見られない。			

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
田原本（県）5-2 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	大和不動産鑑定株式会社 奈良支社						
田原本（県）5-2		奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	吉田謙一		印			
鑑定評価額		37,900,000 円			1m ² 当たりの価格				72,700 円/m ²		
1 基本的事項											
(1) 価格時点	平成30年7月1日		(4) 鑑定評価日		平成30年7月6日		(6) 路線価	[平成30年1月] 路線価又は倍率	58,000 円/m ² 倍		
(2) 実地調査日	平成30年7月3日		(5) 価格の種類		正常価格			倍率種別			
(3) 鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨											
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	磯城郡田原本町大字千代176番4					②地積(m ²)	521 ()	⑨法令上の規制等		
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	近商(80,200)準防(その他)高度(20)				
	台形1:2	事務所S2	国道沿いに沿道サービス施設が連たんする路線商業地域	東13m国道	水道下水	笠縫700m					
(2) 近隣地域	①範囲	東 50m、西 0m、南 50m、北 150m	②標準的使用	店舗兼共同住宅地							
	③標準的画地の形狀等	間口 約 20.0 m、奥行 約 30.0 m、規模	600 m ² 程度、形状長方形								
	④地域的特性	特記 特にない。 事項	街路	13.0m国道	交通	笠縫駅 南東方 700m	法令	近商(80,200)準防(その他)高度(20)	規制		
	⑤地域要因の将来予測	当該地域は、国道沿いの路線商業地域である。京奈和自動車道の供用開始区間の伸延に伴う交通量の減少や中和幹線沿いの商業繁華性の高まりの影響等を受け地価水準は下落傾向で推移するものと推定する。									
(3) 最有効使用的判定	中層の店舗兼共同住宅地					④対象基準地の個別的原因	ない				
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	74,200 円/m ²								
	収益還元法	収益価格	44,300 円/m ²								
	原価法	積算価格	/ 円/m ²								
	開発法	開発法による価格	/ 円/m ²								
(6) 市場の特性	同一需給圏は田原本町を中心とする奈良県北中部における幹線道路沿いの路線商業地域である。主な市場参加者は、店舗、営業所等の出店を企図する法人等である。消費者ニーズの多様化により出店意欲は未だ限局的であり、並走する京奈和自動車道の影響により自動車通行量が減少傾向にあることから地価は弱含みで推移している。取引価格水準は売主、買主の意向が強く反映される傾向が強く、その水準を把握することは困難である。										
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	国道沿いに沿道サービス施設が連たんする路線商業地域であるが、未だ土地価格に見合う賃料水準が形成されていないため、収益価格は低位に試算された。また、取引にあたっては、実際の取引価格が意思決定にあたって重視されると認められるところから、本件では、市場の実態を反映した比準価格を重視し、収益価格を比較考量のうえ、代表標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。										
(8) 公示価格としきり	① <input checked="" type="checkbox"/> 代表標準地 <input type="checkbox"/> 標準地 標準地番号 大和郡山 5-4	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7) 内訳	街路	0.0	地域要因	街路 -14.0
	公示価格 124,000 円/m ²	[100] 100	[100] [100]	[100] [170.7]	[100] 100	72,600		交通	0.0	交通	0.0
							環境	0.0	環境	+89.0	
(9) 指定基準地からの検討	① 指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7) 内訳	街路	0.0	地域要因	街路
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[100]	[100]	[100]	[100]			交通	0.0	交通	0.0
(10) 対象基準地の前年の検討	①-1対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 73,100 円/m ²	③価格形成要因の変動状況	[一般的要因]	田原本町の人口は微減傾向を示している。京奈和自動車道の伸延が町内の路線商業地域の繁華性に影響している。							
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input type="checkbox"/> 標準地 標準地番号 公示価格 円/m ²	[地域要因]	京奈和自動車道の各インターチェンジの開通が進むにつれ、自動車通行量が減少傾向にある。地価は下落傾向で推移している。								
		[個別的原因]	個別的原因に変動はない。								
	②変動率	年間 -0.5 %	半年間 %								

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
高取（県）-1 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	株式会社 倉田総合鑑定				
高取（県）-1		奈良県	奈良県第3分科会	氏名	不動産鑑定士	倉田 智史	印		
鑑定評価額		6,450,000 円		1 m ² 当たりの価格		29,300 円/m ²			
1 基本的事項									
(1)価格時点	平成30年7月1日		(4)鑑定評価日	平成30年7月6日		(6)路線価	[平成30年1月]路線価又は倍率	円/m ²	
(2)実地調査日	平成30年6月30日		(5)価格の種類	正常価格			1.1倍		
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価								
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨									
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等 高市郡高取町大字下土佐419番5外					②地積(m ²)	220	⑨法令上の規制等	
(2)近隣地域	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1住居(60,200)		
	1:2	住宅W2	農地のほか一般住宅も見られる住宅地域	西4.2m町道	水道	壇阪山650m	(その他) 高度地区(最高15m) (60,168)		
(3)最有效地の判定	①範囲 東30m、西0m、南40m、北60m ②標準的使用 戸建住宅地								
(5)鑑定評価の手法の適用	③標準的画地の形状等	間口 約10.0m、奥行 約20.0m、規模 200 m ² 程度、形状 ほぼ長方形							
	④地域的特性	特記 特記すべき事項はない 事項	街路	基準方位 北4.2m町道	交通 施設	壇阪山駅 南650m	法令 規制	対象基準地と同じ	
	⑤地域要因の将来予測	農地のほか一般住宅も見られる住宅地域であり、特段変化する要因は見られず、今後も現状程度で推移するものと予想する。景気は回復基調であるが、地価水準は下落傾向で推移するものと予測する。							
	(6)市場の特性	同一需給圏は近鉄吉野線、南大阪線及びJR和歌山線の各沿線で、高取町及び隣接市町村の既成住宅の存する圏域。需要者は地元住民が大半であり、他地域からの転入等は少なく新築物件の供給も少ないため、需要は低調である。地積は200~220 m ² 程度、中心価格帯は土地のみで500~650万円程度、土地建物一体の総額は中古取引が中心で把握が困難である。周辺では共同住宅も見られるが、賃貸市場は未成熟で収益物件としての需要はあまり見られない。							
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	農地のほか一般住宅も見られる住宅地域である。町の中心部近くに位置し、周辺には共同住宅も見られるが、自用目的の一般住宅の取引が中心で、収益目的の需要は限定されるものと思料される。したがって、賃料水準の把握が困難なことから収益還元法は適用せず、比準価格を標準に、単価と総額の関連も考慮の上で、鑑定評価額を上記の通り決定した。								
(8)公示価格としめた	①□代表標準地 □標準地 標準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 画地 行政 その他
	公示価格 円/m ²	[100]	[100]	[100]	[100]				
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 画地 行政 その他
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[100]	[100]	[100]	[100]				
(10)対象基準地の前年の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 29,600円/m ²	(3)価格形成要因の変動状況	[一般的要因]	当町では大規模な住宅開発が少なく都心へのアクセスもやや悪いことから人口は減少傾向。地価は下落傾向が継続。					
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号		[地域要因]	町の中心に近く、駅や商業施設等も近傍に存するが、地元住民が中心の既成住宅地であり、需要は低調である。					
	公示価格 円/m ²		[個別的原因]	規模、形状等は標準的であり、個別的原因の変動は認められない。					
	②変動率 年間 -1.0% 半年間 %								

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
高取（県）-2宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	株式会社 倉田総合鑑定					
高取（県）-2		奈良県	奈良県第3分科会	氏名	不動産鑑定士	倉田 智史	印			
鑑定評価額		8,540,000円		1m ² 当たりの価格	35,000円/m ²					
1 基本的事項										
(1) 価格時点	平成30年7月1日		(4) 鑑定評価日	平成30年7月6日		(6) 路線価	[平成30年1月]路線価又は倍率	円/m ² 1.1倍		
(2) 実地調査日	平成30年6月30日		(5) 価格の種類	正常価格		価	倍率種別			
(3) 鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価									
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨										
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	高市郡高取町大字観覚寺1419番1				②地積(m ²)	244()	⑨法令上の規制等		
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1住居(60,200)			
	1:3.5	住宅W2	一般住宅が多い旧街道沿いの住宅地域	東3.5m町道	水道下水	壱阪山400m	(その他)高度地区(最高15m)(60,160)			
(2) 近隣地域	①範囲	東30m、西0m、南50m、北50m	②標準的使用	戸建住宅地						
	③標準的画地の形状等	間口約8.0m、奥行約30.0m、規模	240m ² 程度、形状				ほぼ長方形			
	④地域的特性	特記 事項	特記すべき事項はない	街路	基準方位 北3.5m町道	交通 施設	壱阪山駅 北東400m	法令 規制	対象基準地と同じ	
	⑤地域要因の将来予測	一般住宅が多い旧街道沿いの住宅地であり、需要者は地元住民中心で特に地域要因の変化は見られないことから、当面は現状のまま推移すると予測する。地価水準は下落傾向で推移するものと予測する。								
(3) 最有効使用の判定	2階建程度の戸建住宅地				(4) 対象基準地の個別的原因		方位		+2.0	
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	35,000円/m ²							
	収益還元法	収益価格	/円/m ²							
	原価法	積算価格	/円/m ²							
	開発法	開発法による価格	/円/m ²							
(6) 市場の特性	同一需給圏は高取町及び隣接市町村の範囲で近鉄吉野線、近鉄南大阪線及びJR和歌山線の各沿線の既成住宅地域。需要者は地元住民が大半であり、他地域からの転入は稀であることから需要は低調。地域周辺ではミニ開発等は稀に見られるが、基本的に新築物件の供給は少ない。標準的規模は240～250m ² 程度、中心価格帯は土地のみで800～900万円程度、土地建物一体の総額については、中古取引が中心で把握が困難と思われる。									
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	周辺では旧来からの一般住宅が中心であり、駅から徒歩圏にあるが、アパート等の収益物件は見受けられない。自用目的の取引が殆どで収益物件は転勤等の一時的なものに限定される。したがって、賃貸需要の把握が困難なことから収益還元法は適用せず、比準価格を標準に、指定基準地との検討も踏まえ、単価と総額の関連も考慮の上で鑑定評価額を上記の通り決定した。									
(8) 公示価格とした	①□代表標準地 標準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	街路交通環境画地行政その他	街路交通環境行政その他
	公示価格	[]	100	[]	[]	[]				
	円/m ²	[100]	[]	[]	[100]					
(9) 指定基準地からの検討	①指定基準地番号 高取（県）-1	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	街路交通環境画地行政その他	街路交通環境行政その他
	前年指定基準地の価格 29,600円/m ²	[99.0]	100	[100]	[102.0]	35,200				
		[100]	[101.0]	[84.0]	[100]					
(10) 対象標準価格等の前年の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 35,400円/m ²	(3)価格形成要因の変動状況	[一般的要因]	当町では大規模な住宅開発が少なく都心へのアクセスもやや悪いことから人口は減少傾向。地価は下落傾向が継続。						
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 □標準地		[地域要因]	市中心部に近く、駅や商業施設も近傍に存するが、地元住民中心の既成住宅地であり、需要は低調である。						
	標準地番号 公示価格		-	[個別的原因]	標準的な規模の整形地であり、選好性・代替性に特段の低下は認められない。					
	②変動率 年間 -1.1% 半年間 %									

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
高取（県）-3宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	株式会社 倉田総合鑑定				
高取（県）-3		奈良県	奈良県第3分科会	氏名	不動産鑑定士	倉田智史			
鑑定評価額		6,360,000円		1m ² 当たりの価格	16,300円/m ²				
1 基本的事項									
(1)価格時点	平成30年7月1日		(4)鑑定評価日	平成30年7月6日		(6)路線価 〔平成30年1月〕 路線価又は倍率 1.1倍 倍率種別			
(2)実地調査日	平成30年6月30日		(5)価格の種類	正常価格					
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価								
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨									
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等 高市郡高取町大字市尾904番3外					②地積 (m ²) 390	⑨法令上の規制等		
(2)近隣地域	③形状 台形 1:3	④敷地の利用の現況 住宅 W2	⑤周辺の土地の利用の状況 農家、一般住宅、作業所等が建ち並ぶ古くからの住宅地城	⑥接面道路の状況 南東4m県道、東側道	⑦供給処理施設状況 水道	⑧主要な交通施設との接近の状況 市尾400m	「調区」 (70,400) (その他) (70,240)		
	①範囲 東120m、西60m、南80m、北30m	②標準的使用	戸建住宅地						
③標準的画地の形状等 間口 約10.0m、奥行 約30.0m、規模 300m ² 程度、形状 台形	④地域的特性 特記 事項	特記すべき事項はない 街路	4.0m県道 400m	交通 施設	市尾駅 北東400m	法令 規制	対象基準地と同じ		
⑤地域要因の将来予測 農家、一般住宅、作業所等が建ち並ぶ古くからの住宅地城であり、需要者は地元住民にはば限られ、地域要因が大きく変動する要因に乏しい。地価水準は下落傾向が継続するものと予測される。									
(3)最有效地の判定 2階建程度の戸建住宅地	(4)対象基準地の個別的原因 角地 間口・奥行の関係 形状					+3.0			
(5)鑑定評価の手法の適用 取引事例比較法 収益還元法 原価法 開発法						比準価格 16,300円/m ²	角地 間口・奥行の関係 形状	-3.0	
収益価格 /円/m ²						0.0			
積算価格 /円/m ²									
(6)市場の特性 同一需給圏は近鉄吉野線、JR和歌山線沿線の高取町及び周辺市町村の農家集落の存する範囲と思われるが、需要者の中心は旧来からの地元住民が中心で他地域からの転入等は稀であり、需要は低調と思われる。標準的規模は約300~400m ² 程度で中心的価格帯は550~750万円程度と思われるが、取引自体が少なく詳細の把握は困難である。									
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由 周辺は旧来からの戸建住宅が中心であり、駅から徒歩圏内にあるが対象基準地と同程度の敷地規模のアパート等の収益物件はあまり見受けられない。自用目的の取引が多く収益物件は転勤等の一時的なものに限定される。したがって、賃貸需要の把握が困難である事から収益還元法は適用せず、比準価格を標準に、指定基準地との検討も踏まえ、単価と総額の関連も考慮の上で鑑定評価額を上記の通り決定した。									
(8)公示価格としめた 規格	①□代表標準地 標準地番号 -	②時点修正 -	③標準化補正 -	④地域要因の比較 -	⑤個別的原因の比較 -	⑥対象基準地の規準価格 (円/m ²) -	(7)内訳 標準化補正 街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域要因 街路 交通 環境 行政 その他
公示価格 円/m ²	[100] [100]	[100] [100]	[100] [100]	[100] [100]	[100] [100]	[100] [100]			
(9)指定基準地からの検討 指定基準地	①指定基準地番号 明日香（県）-3	②時点修正 -	③標準化補正 -	④地域要因の比較 -	⑤個別的原因の比較 -	⑥対象基準地の比準価格 (円/m ²) -	(7)内訳 標準化補正 街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域要因 街路 交通 環境 行政 その他
前年指定基準地の価格 17,400円/m ²	[98.9] [100]	[100] [100]	[100] [105.1]	[99.9] [100]	16,400				
(10)対象地の前年の検討 標準価格等の前から の変動率	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 16,600円/m ² ①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号 -	(3)価格形成要因の変動状況 [地域要因] [個別的原因]	[一般的要因] 当町では大規模な住宅開発が少なく都心へのアクセスもやや悪いことから人口は減少傾向。地価は下落傾向が継続。 幅員狭小な県道沿いに旧来からの住宅や作業所等が混在する既成住宅地城。需要者は地元住民が大半であり取引自体が少なく需要は低調。 規格・形状等は標準的であり、個別的原因の変動は認められない。						
公示価格 円/m ²	[100]								
②変動率 年間 -1.8%	半年間 %								

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日 提出
明日香（県）-1 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	近鉄不動産株式会社				
明日香（県）-1		奈良県	奈良第3	氏名	不動産鑑定士	木村 浩次郎			
鑑定評価額		11,900,000 円		1 m ² 当たりの価格	59,100 円/m ²				
1 基本的事項									
(1) 価格時点		平成30年7月1日	(4) 鑑定評価日	平成30年7月6日	(6) 路線価	【平成30年1月】 路線価又は倍率 1.1倍 倍率種別			
(2) 実地調査日		平成30年6月30日	(5) 価格の種類	正常価格					
(3) 鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価							
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨									
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	高市郡明日香村大字檜前55番70				②地積(m ²) 201 () ⑨法令上の規制等			
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1低専(40,60) (その他) 風致(3種) 歴風土(2種)		
	1:2	住宅W2	中規模一般住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地域	南6m村道	水道ガス下水	飛鳥800m			
(2) 近隣地域	①範囲	東 100m、西 50m、南 30m、北 50m	②標準的使用	戸建住宅地					
	③標準的画地の形状等	間口 約 10.0m、奥行 約 20.0m、規模 200 m ² 程度、形状 長方形							
	④地域的特性	特記 特にない 事項 街路	基準方位北 6m 村道	交通 飛鳥駅 南 800m	法令	1低専(40,60) 風致(3種) 歴風土(2種)			
	⑤地域要因の将来予測	居住環境が良好な戸建住宅地域として成熟しており、今後も大きな地域要因の変動は考えられず、現状のまま推移するものと予測される。地価は横這い傾向で推移するものと思料される。							
(3) 最有効使用の判定	2階建程度の戸建住宅地				(4) 対象基準地の個別的原因	方位		+4.0	
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	59,100 円/m ²						
	収益還元法	収益価格	/ 円/m ²						
	原価法	積算価格	/ 円/m ²						
	開発法	開発法による価格	/ 円/m ²						
(6) 市場の特性	同一需給圏は近鉄吉野線、JR和歌山線等の沿線の明日香村及び周辺市町における住宅地域である。近隣地域は中規模一般住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地域であり、需要者は地元の居住者のほか、同一需給圏外からの転入者も見受けられる。明日香村内の旧集落と比べて地縁性の薄い住宅団地であることから、需要の見込まれる地域であるが供給は少ない。土地の価格帯は、200m程度で1,200万円前後が中心となっている。								
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	中規模一般住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地域であり、自己使用目的の取引が中心で賃貸市場は成熟しておらず、賃貸住宅等の収益物件の想定は困難であることから、収益価格の試算は断念した。当該地域の主たる市場参加者は、居住の快適性、生活上の利便性等を重視して、取引価格を指標に意思決定すると推定されるため、代替性のある取引事例から求められた比準価格を標準とし、代表標準地との検討も踏まえ、上記の通り鑑定評価額を決定した。								
(8) 公示価格とした	① ■代表標準地 □標準地 標準地番号 明日香 -1	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7) 内訳 標準化補正	街路 0.0 交通 0.0 環境 0.0 画地 +3.0 行政 0.0 その他 0.0	街路 -2.0 交通 +5.0 環境 +5.0 行政 0.0 その他 0.0
	公示価格 63,000 円/m ²	[100] 100	[100] [103.0]	[100] [108.0]	[104.0] 100	58,900			
(9) 指定基準地からの検討	① 指定基準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7) 内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 行政 その他
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[] 100	[100] []	[100] []	[] 100				
(10) 対象標準地の検討の年から	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 59,100 円/m ²	(3) 価格形成要因の変動状況	[一般的要因] [地域要因]		明日香村の人口は減少傾向にある。住宅団地の地価は横這い傾向であるが、既成住宅地の地価は弱含みであり、地価の二極化が見られる。				
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号 公示価格				一般住宅が建ち並ぶ住宅地域に存し、地域要因について特段の変動は認められないため、当面は現状のまま推移するものと思料される。				
					[個別の要因] 個別の要因について特段の変動は認められない。				
	②変動率 年間 0.0% 半年間 %								

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
明日香（県）-2宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	近鉄不動産株式会社						
明日香（県）	-2	奈良県	奈良第3	氏名	不動産鑑定士	木村 浩次郎					
印											
鑑定評価額		9,830,000円		1m ² 当たりの価格		63,000円/m ²					
1 基本的事項											
(1)価格時点	平成30年7月1日		(4)鑑定評価日	平成30年7月6日		(6)路線価 〔平成30年1月〕 路線価又は倍率 1.2倍 倍率種別					
(2)実地調査日	平成30年6月30日		(5)価格の種類	正常価格							
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨											
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等 高市郡明日香村大字平田291番125					②地積 (m ²)	156	⑨法令上の規制等			
(2)近隣地域	③形状 1:1.2	④敷地の利用の現況 住宅W2	⑤周辺の土地の利用の状況 中規模一般住宅が多い閑静な住宅地域	⑥接面道路の状況 南西4.5m村道	⑦供給処理施設状況 水道ガス下水	⑧主要な交通施設との接近の状況 飛鳥450m	1低専(40,60) (その他) 風致(3種) 歴風土(2種)				
	⑨法令上の規制等										
(2)範囲	東100m、西50m、南100m、北0m	②標準的使用	戸建住宅地								
③標準的画地の形状等	間口約12.0m、奥行約13.0m、規模160m ² 程度、形状正方形										
④地域的特性	特記:特にない 事項	街路	基準方位北4.5m村道	交通	飛鳥駅東450m	法令規制	1低専(40,60) 風致(3種) 歴風土(2種)				
⑤地域要因の将来予測	居住環境が良好な戸建住宅地として成熟しており、今後も大きな地域要因の変動は考えられず、現状のまま推移するものと予測される。地価は横這い傾向で推移するものと思料される。										
(3)最有效使用の判定	2階建程度の戸建住宅地					(4)対象基準地の個別的原因	方位	+3.0			
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	63,000円/m ²								
	収益還元法	収益価格	/円/m ²								
	原価法	積算価格	/円/m ²								
	開発法	開発法による価格	/円/m ²								
(6)市場の特性	同一需給圏は近鉄吉野線、JR和歌山線等の沿線の明日香村及び周辺市町における住宅地域である。近隣地域は中規模一般住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地域であり、需要者は地元の居住者のほか、同一需給圏外からの転入者も見受けられる。明日香村内の旧集落と比べて地縁性の薄い住宅団地であることから、需要の見込まれる地域であるが供給は少ない。土地の価格帯は、160m ² 程度で1,000万円前後が中心となっている。										
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	中規模一般住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地域であり、自己使用目的の取引が中心で賃貸市場は成熟しておらず、賃貸住宅等の収益物件の想定は困難であることから、収益価格の試算は断念した。当該地域の主たる市場参加者は、居住の快適性、生活上の利便性等を重視して、取引価格を指標に意思決定すると推定されるため、代替性のある取引事例から求められた比準価格をもって鑑定評価額と決定した。										
(8)公示価格とした	①□代表標準地 標準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	街路交通環境画地行政	地域要因	街路交通環境行政その他
	公示価格 円/m ²	[] 100	[] 100	[] 100	[] 100				その他		
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格 (円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	街路交通環境画地行政	地域要因	街路交通環境行政その他
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[] 100	[] 100	[] 100	[] 100				その他		
(10)対象基準地の前年の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 63,000円/m ²	③価格形成要因の変動状況	[一般的要因]	明日香村の人口は減少傾向にある。住宅団地の地価は横這い傾向であるが、既成住宅地の地価は弱含みであり、地価の二極化が見られる。							
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 ■代表標準地 □標準地 標準地番号 明日香 - 1 公示価格 63,000円/m ²		[地域要因]	一般住宅が建ち並ぶ住宅地域に存し、地域要因について特段の変動は認められないため、当面は現状のまま推移するものと思料される。							
	②変動率	年間 0.0%	半年間 0.0%	[個別的原因]	個別的原因について特段の変動は認められない。						

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日提出
明日香(県) -3 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	近鉄不動産株式会社									
明日香(県) -3		奈良県	奈良第3	氏名	不動産鑑定士	木村 浩次郎								
印														
鑑定評価額		5,900,000円		1m ² 当たりの価格	17,200円/m ²									
1 基本的事項														
(1)価格時点		平成30年7月1日	(4)鑑定評価日	平成30年7月6日	(6)路線価 〔平成30年1月〕 路線価又は倍率 倍率種別	円/m ²								
(2)実地調査日		平成30年6月30日	(5)価格の種類	正常価格		1.2倍								
(3)鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価												
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨														
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等 高市郡明日香村大字大根田187番外					②地積 (m ²)	343	⑨法令上の規制等						
	③形状 台形 2.5:1	④敷地の利用の現況 住宅 W2	⑤周辺の土地の利用の状況 農家住宅と農地が混在する住宅地域	⑥接面道路の状況 西4.5m村道	⑦供給処理施設状況 水道下水	⑧主要な交通施設との接近の状況 飛鳥駅 南東 1.9km	「調区」 (70,200) (その他) 風致(3種) 歴風土(2種) (40,200)							
	⑨法令上の規制等													
(2) 近隣地域	①範囲 東 0m、西 30m、南 100m、北 50m	②標準的使用 農家住宅地												
	③標準的画地の形状等 間口 約 20.0m、奥行 約 15.0m、規模 300m ² 程度、形状 ほぼ長方形													
	④地域的特性 特記 事項 特にない	街 路 4.5m村道	交通 施設 飛鳥駅 南東 1.9km	法令 規制 「調区」(40,200) 風致(3種) 歴風土(2種)										
⑤地域要因の将来予測 近隣地域は農家住宅と農地が混在する住宅地域であり、今後も大きな地域要因の変動は考えられず、現状のまま推移するものと予測される。地価は依然として弱含みである。														
(3)最有效使用の判定 2階建程度の農家住宅地	(4)対象基準地の個別的要因					形状		0.0						
(5)鑑定評価の手法の適用 取引事例比較法						比準価格 17,200円/m ²	収益還元法		収益価格 /円/m ²	原価法		積算価格 /円/m ²	開発法	開発法による価格 /円/m ²
(6)市場の特性	同一需給圏は中南和地区における市街化調整区域内の農家住宅と農地が混在する住宅地域である。需要者は当該地域に地縁を有する明日香村及びその周辺市町の居住者が大半を占め、同一需給圏外からの転入は少ない。近隣地域は旧集落地域であるため市場参加者が限定され、また、都心への接近性に劣るため当該地域に対する需要は依然として弱い。土地の価格帯は、対象基準地と同規模程度で600万円前後が中心となっている。													
(7)試算価格の調整 ・検証及び鑑定評価額の決定の理由 対象基準地は市街化調整区域内の農家住宅と農地が混在する住宅地域に存しており、周辺に賃貸住宅等の収益物件は見られない。従って、自己使用目的の取引が中心であり、収益を目的とする賃貸市場が形成されていないと判断されたため、収益還元法の適用は断念した。以上より、取引実態を反映した実証的な価格である比準価格をもって鑑定評価額と決定した。														
(8) 公示価格とした 規格	①□代表標準地 標準地番号 -	②時点修正 -	③標準化補正 -	④地域要因の比較 -	⑤個別的要因の比較 -	⑥対象基準地の規準価格 (円/m ²) -	(7)内訳 標準化補正 街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 行政 その他					
	公示価格 円/m ² -	[100]	[100]	[100]	[100]									
(9) 指定基準地からの検討 ① 指定基準地番号 -	②時点修正 -	③標準化補正 -	④地域要因の比較 -	⑤個別的要因の比較 -	⑥対象基準地の比準価格 (円/m ²) -	(7)内訳 標準化補正 街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 行政 その他						
	前年指定基準地の価格 円/m ² -	[100]	[100]	[100]	[100]									
(10) 対象基準地の前年の標準地の検討 ①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 17,400円/m ²	(3)価格形成要因の変動状況 [一般的要因] 明日香村の人口は減少傾向にある。住宅団地の地価は横這い傾向であるが、既成住宅地の地価は弱含みであり、地価の二極化が見られる。 [地域要因] 農家住宅が見られる住宅地域に存し、地域要因について特段の変動は認められないため、当面は現状のまま推移するものと思われる。 [個別的要因] 個別的要因について特段の変動は認められない。	[一般的要因]		明日香村の人口は減少傾向にある。住宅団地の地価は横這い傾向であるが、既成住宅地の地価は弱含みであり、地価の二極化が見られる。										
		①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号 -	[地域要因]		農家住宅が見られる住宅地域に存し、地域要因について特段の変動は認められないため、当面は現状のまま推移するものと思われる。									
		公示価格 円/m ² -	[個別的要因]		個別的要因について特段の変動は認められない。									
		②変動率 年間 -1.1% 半年間 %												